

子どもの権利条約を
日本が批准して
今年度で 20 年を迎えました。

いんふぉめーしょん
子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2015
1.31
no.144

Report

1 道徳教育と子どもの人権

九州大学基幹教育院教授 新谷 恭明 1

2 第12回東日本大震災子ども支援意見交換会 2014/9/5報告
子どもたちの心のケア支援を巡って

東日本大震災子ども支援ネットワーク 小森 雅子 8

3 第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
「高校生ナガサキ平和の旅」報告書

高校生1万人署名活動実行委員会・岩手 18

〈特集〉～子どもの権利条約 20th ～

11/15 「子どもの権利条約批准20年を考える集い」報告 26
～子どもの権利の具体化の検証～

第1分科会 「子どもたちと語ろう! 考えよう! 子どもの権利」 27
第2分科会 「東日本大震災と子どもの権利」 28
第3分科会 「障害者権利条約と子どもの権利」 29

Document 2014.10.1～2014.12.25

子どもの人権や教育に関する報道と記録から 30

Report 1

道徳教育と子どもの人権



九州大学基幹教育院教授
新谷　恭明

この国の道徳的なこと

平成 25 年 12 月の「道徳教育の充実に関する懇談会」報告を受けて中央教育審議会は「道徳に係る教育課程の改善等について」（審議のまとめ（案））において、「特別の教科　道徳」（仮称）なるものを新設し、道徳の検定教科書を導入するというふうに道徳の教科化の方向性を示した。文部科学省は既に前回の学習指導要領の改訂で道徳の重視に傾斜しており、安倍政権の思惑はほぼ達成されることになるだろう。

道徳教育の充実に関する懇談会では道徳教育に対する現状把握として「歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある」、「道徳教育の目指す理念が関係者に共有されていない」、「教員の指導力が十分でなく、道徳の時間に何を学んだかが印象に残るものになっていない」、「他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が、実際には他の教科に振り替えられていることもあるのではないか」（道徳教育の充実に関する懇談会『今後の道徳教育の改善・充実方策について（案）』）という認識を確認している。

殊に「（道徳が）他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が、実際には他の教科に振り替えられていることもあるのではないか」という点についての不満が道徳教育を教科化しようという勢力の根底にある。それが、「歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある」という事情なのであった。

にもかかわらず、である。電車の網棚に荷物を置いたまま居眠りをしていたとして、荷物がなくなるという不安感を現在のところ私たちは持たない。外国を旅行してそのような安心感を持つことはなかなかできないだろう。それはこの国が非常に道徳的な社会であるということを意味しているのではないか。それなのにこの国の教育は道徳教育の強化、教科化、そして検定教科書の作成の方向に一気に向かおうとしている。われわれはどうそのことを理解したらいいのだろうか。

歴史的にひきずっている道徳教育への抵抗感

先ほど、「歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある」という文科省周辺の認識を引用した。その経緯について少し振り返っておきたい。道徳教育に批判的な人々の中でよく言われるのが、「修身科」の復活への危惧だ。2014 年 1 月に民主党の神本美恵子参議院議員が「教科書検定基準の見直しや道徳の教科化は戦前の国家に奉仕する人間育成のための国定教科書や修身科の復活につながるのではないかと危惧している」と質問したのに対し、安

倍総理が「戦前の修身科の復活につながるものではない」と答えたというやりとり[1]に顕著にあらわれている。

修身科は戦前の道徳教育を担った科目であり、日本国民を戦争に追いやった教科として悪名が高い。戦時体制下におけるその目的は「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ国民道徳ノ実践ヲ指導シ児童ノ徳性ヲ養ヒ皇国ノ道義的使命ヲ自覚セシムルコト」[2]とまさに教え子を戦場に送るためのものであった。尤も教育勅語が渙発されてまもなく出された「小学校教則大綱」（明治 24 年）から「修身ハ教育ニ関スル　勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」とされており、以後教育勅語が一貫して修身科の旨趣となってきた。ただ、昭和 16 年に始まる国民学校教育において修身科はまさしく戦争遂行のための人間形成を行う教科となったのであるし、敗戦後の日本を占領した GHQ は修身科を停止し、そのまま復活することはなかったのである。

ところが、昭和 25 年 10 月、天野貞祐文部大臣は「修身科のような教科が必要だ」と発言して、世間を騒がせることになった。GHQ が停止した修身科を持ち出すということは占領下で民主主義社会を作ろうとしていた当時の日本の多くの勢力の反発を招いた。殊に日教組は真っ向から対立することになる。それまでの天野文相は日教組とはうまくやっていた。日教組機関紙の『教育新聞』は「天野さんの「道理の感覚」を高く評価したい …… その「道理」を、小躯ながら全身につつんで、天野さんがこの問題を処理するというのであるから、一応われわれは安んじてよいのではなかろうか。この場合、適応する法規があるとかないとかいうのはたいした問題ではないのであつて、問題となるのは、天野さんが何時もいつている有名な「道理の感覚」でなければならない」と天野文相に全幅の信頼を置いていたのである。ところが、この修身科復活発言の後は「道理から道徳へ◇文相のつづる転落詩集◇」[4]というコラムが書かれるほどに日教組と天野文相の関係が悪化したのである。

この発言は天野の個人的な発言であったため、文部省では慌てて見解を『道徳教育の手引書要綱』としてまとめた。その結論は「道徳教育は全教科でやる。特別の教科は作らない」ということであった。

ということで、天野文相の発言は個人プレーで終わったが、文部省内というよりこの頃から講和条約が見えてきて GHQ が発言しなくなり、殊に右側からの文部省に対する圧力も強くなってきたという[5]。日教組と文部省はこのあたりから対立を強めていくことになった。そして、この対立構図はいわゆる 55 年体制の成立に向かう過程で決定的になったと見ていいかもしれない。石川達三の『人間の壁』が描くのはこのあたりの時代ではなかったかと思うが、日教組と文部省との対立構図は〈道徳教育の強化と教科化〉に象徴的にあらわれている問題だと言える。

そして昭和 33 年の『学習指導要領』において道徳が特設されて以来、道徳教育をめぐって文部省と日教組＝教育現場は対立を続けてきた。日教組の衰退と共に道徳教育に抵抗する現場は少なくなってきていると思うが、それでも懇談会や文科省が感じているように道徳教育を忌避する傾向や、軽んずる傾向があるのかもしれない。実際、「道徳教育はいらないと思う」と発言する人間には何人もあったことがあるし、きちんとやっていない現場に対するいらだちも文部当局にはずっとあった。

「今日、大人社会全体のモラルの低下を背景に、児童生徒の規範意識の低下が叫ばれ、少子化、核家族化さらには地域社会との関係の希薄化などの影響による家庭・地域社会における教育力の低

下が指摘されている。」[6] という、内容的には根拠のない状況説明ではあるが、何としても道徳教育を進めたいという焦りが『心のノート』以来の文部行政の動機であったのだろう。内容的に根拠がないというのは最初に述べたように、この国は今のところ国際的にはかなり道徳的な国であると思われるからだ。

また、学校教育において「道徳教育はいらない」と言いきることはできるだろうか。現在の道徳的な国民の行動は何によるものかと言うと、それはささやかながらも学校教育のおかげなのではないかと思ってはいけないのだろうか。

道徳教育とはなんであったか

ところで、評判の悪い戦前の修身科であるが、批判されるべき点は修身教育の内容が超国家主義、軍国主義的なものであったということによる。少なくとも GHQ が修身科を停止したのはそれが理由であったからである。また、そのような国家の価値観を押し付けるというところも問題であるという意見もある。

2014 年 7 月に東京弁護士会は「道徳の「教科化」等についての意見書」という文書をまとめ、懇談会の報告書の提案について「国家が子どもの内心に介入するおそれのある現行の道徳教育をいっそう強化し，子どもに対し，いっそう国家が公定する特定の価値の受け入れの強制をすることとなる点で，憲法及び子どもの権利条約が保障する個人の尊厳，幸福追求権，思想良心の自由，信教の自由，学習権，成長発達権及び意見表明権を侵害するおそれがあるものと言わざるを得ない。」[7] と批判している。

この弁護士会の批判は現行の道徳教育が愛国心のような特定の価値観を強制することに対する批判を前提にしており、「現行の道徳教育が有するこのような根本的な問題点を改善しないまま，学校教育法や学習指導要領による教科内容の拘束力を生じさせる「教科化」を行うことは，よりいっそう国家による統制を強めるものとして，憲法及び子どもの権利条約が保障している子どもの人権を侵害する危険性を高めるものである。」としているが、これは読み方によっては「現行の道徳教育」を改善すればよろしいとでも取れなくはない。

確かに道徳教育の強化と教科化は国家の公定する価値観を教え込もうという意欲にあふれたものである。その意味では読んでいて不快感を感じなくはない。このことにいちはやく気づいて修身教育を批判した人物がいる。それがなんと、戦後に修身科復活をぶち上げた天野貞祐その人だったのである。

天野貞祐はもとより政治家ではなく、カント哲学を研究する哲学者であった。昭和 12 年、京都帝国大学教授であった天野はそれまでに書きためていた論稿を『道理の感覚』という本にまとめて出版した。ところが、この本の中で天野は軍事教練と軍事教官が日本の学校をダメにしていると書いてしまった。そのことで一悶着があり、天野は『道理の感覚』を絶版に追い込まれたのである。これを天野貞祐筆禍事件と言うのだが、天野はこの本の中で修身科批判も行っていた。

まず「一般に修身教科書を用ゐて様々な徳目を解明し、日常の心得を教へ、さらに解明を具体的ならしめんとして偉れた人々の言行を模範として述べてゐる。」と修身科教育について天野が描いて

いるのは、今後教科化されてゆく道徳と策定されるであろう検定教科書の姿と重なるであろう。いや、現行の道徳教育と『私たちの道徳』を思い浮かべてもいい。そうした修身科教育と教科書について天野は「然しそれらは何れも徳行の方式を教へるに過ぎない。」とした上で、「偉人の模範や徳目の解明やを学ぶのは言はば水に入らずして水泳の型を習ふに等しい。」ということに喩えた。そしてこうしたやり方は「修身の授業が却つて偽善的心術を育成することになる」[8]と指摘したのである。修身科で道徳の知識を教えれば、形だけわかったふりをする偽善者を産むというのだ。

仮に「いじめはいけない」という授業を行ったとすると、生徒たちの解答はおおむね「いじめは悪いことです」「いじめをなくしたいです」ということになるだろう。しかし、それで教室内でのいじめはなくならない。彼らは正解を書くすべのみを学んだにすぎないからである。

次いで、天野は「生徒が修身教科書を通じて様々な徳目、様々な有徳的言行を限りなく学ぶことには、生徒の道徳的感覚を鈍らす危険がありさうに考へられる。断えず道徳の話を聞いてゐると道徳に対する新鮮な感情を失ふ恐れがある。それどころではない。教へ方によつては生徒の反抗心を挑発することさへもありうる。」[9]と言う。つまり、修身教科書で徳目、すなわち弁護士会が危惧する「国家が公定する特定の価値」を教え込もうとすると生徒は道徳的感覚が鈍り、時には反抗心すら持つだろうと言うのである。

教師が「いじめはいけない」と語っている間、生徒たちは「はいはい、わかりました」と反応し、時にはわざと居眠りをはじめるにちがいない。そういうことはお説教がくどくなったときに出る〈よくある反応〉である。

そしてもう一つ天野が言うのは「修身科担当者をして修身は自己独占のことの如く思はしめ、他の学科の担当者をして修身は全然自己と無関係のことの如く思はせる点において成立する。」[10]ということである。これは教員の問題である。修身科の専門の教員を置けば他の教科の教員は修身については他人事だという意識を持ってしまうと言うのである。他教科の教育場面や一般的な生活において他教科の教員は道徳については関知しないばかりか、それに逆行することだって行いかねないということである。「いじめはいけない」という道徳の授業はともかく、自分の授業では教師の威厳を嵩に体罰や恫喝をしてなんとも思わぬ教師が出てくるということだ。

昭和 12 年の段階で天野が指摘したことは現在の道徳教育の場面でも言えることであり、教科化はまちがいなくこの 3 点を踏襲するにちがいないのである。

ところで戦後、昭和 20 年 11 月に文部省内に公民科教育刷新委員会という組織ができた。この委員会は GHQ の指示によるものではなく自発的な組織であったという。そして 12 月末には答申を提出した。それは戦前の修身科教育に対する反省から来たものである。答申には「道徳ハ元来社会ニ於ケル個人ノ道徳ナルガ故ニ、「修身」ハ公民的知識ト結合シテハジメテ其ノ具体的内容ヲ得、ソノ徳目モ現実社会ニ於テ実践サルベキモノトナル。従ツテ修身ハ「公民」トー本タルベキモノデアリ、両者ヲ統合シテ「公民」科ガ確立サルベキデアル。」とあった。道徳は社会と個人が結びついたところにあるのだから「公民」科に統合されるべきである、ということである。そして、翌昭和 21 年 8 月に『国民学校公民教師用書』という冊子を作成したのである。そこには「修身教育はいま新らしい出発をしなければならないことになつたのである。……もはやこれまでの修身教育は、深く反省し

て改革しなければならない時になつてゐたといふことは、だれでも、これを認めることができやう」[11]という認識と、「たとへば、これまでの修身教育は、とかく上から道徳を押しつけるやうな命令的な傾きが多かつたし、同時に何でも児童や生徒を一まとめにしてひとつのことを型のごとく教へるといつたところ多かつた。」[12]という反省が記されていた。そして、「児童や生徒が社会生活をするにあたつて、正しい行動をすることができるやうにすることと、その社会生活がどんなものであるかを理解させることを重く見る立場にたたなくてはならない。そこに修身教育に代る公民教育の立場があるといふべきである」[13]と修身教育の再生が設計されていたのである。

この公民科案はそのまま実現することはなかったが、米国教育使節団の活動を引き継いだ戦後教育改革の議論の中に取り込まれ、実際に社会科という新教科となって再生したのである。道徳というのは社会の中での個人の問題であり、社会科では個人をつなぐ社会の約束事を学ぶということなのである。私の考えがもしまちがっていないとするならば、この国は国民主権の民主主義国家であるはずだ。そしてそういう国家の一員として国際社会と向き合っていく約束事もまた道徳であり、社会科なのである。そしてその約束事の基本が〈人権〉であることは日本国憲法に記されているとおりである。子どもの権利条約以降、子どももまた一人の人格として尊重されるということが共有化されるようになった。その意味ではこの国の約束事を経験的に学ぶ場として社会科、もとい道徳の時間は使われなければならないし、道徳の時間を要として全教科にわたって行われなければならないものだということができる。そうした教育が〈子どもの人権〉の基本でなければならないのである。

そして誤解を恐れずに言うけれども、それは「国家が公定する特定の価値」の教育なのである。言い換えれば日本国憲法の設計している社会の約束事を学び、そのような社会の形成者を育てていくことが〈子どもの人権〉を確立する第一歩なのである。

道徳教育が行わなければならないことは、この子が可愛そうだから何とかしようということではなくて、子どもが愛される、保護されるべきだというやさしさや慈愛ではなくて、子どももまたこの社会の一員であることを踏まえて、この社会の一員であるように育てることである。その意味では道徳教育が〈子どもの権利〉を保障していく役目を担うべきなのだろうと思う。

道徳教育の形骸化予想図

戦後、修身科を反省的に引き継ぐ形で誕生した社会科はその経験主義的な方法が受け入れられず、やはり昭和33年の学習指導要領の改訂から系統主義へと転換を余儀なくされた。系統主義に変わったというのは民主主義を構築し、社会を改造していく教科から社会科学の基礎を学習する教科に変わったということであり、それは知識を注入する教育に変わったということである。そして、結果的に社会科は受験のための暗記科目に堕落してしまい、子どもたちの生活現実から遊離したものとなってしまった。それは若者の投票率の低下という現象に象徴されている。まさに社会の約束事が理解されず、国民主権という国家が公定する〈はずの〉特定の価値である国民主権における権利の行使を放棄しているのだから、教育の成果がなかったという証であろう。

一方、道徳が特設されたのであるから、本来はこちらがその任務を引き継ぐはずであったが、歴代の政権と文部行政はその権力の及ぶ方向に学習指導要領における道徳の内容を定め、その指導を

強いてきたし、政治権力に反発する現場ではそれを忌避するという歴史を積み上げてきた。これに決着をつけようというのが昨今の道徳教育の強化と教科化への動きなのである。

ところで、福岡市では人権・同和教育の副読本『ぬくもり』を道徳をはじめとする各教科で使ってもらおうという形で現在編集・刊行中である。道徳教育と人権・同和教育とはいずれも価値指向性[14]を持つ内容であるがゆえによく似ているし、いずれも全教科にわたって学ぶ性質を持つものなので、両者に齟齬があってはならないからである。しかし、両者は戦後教育史の中では相対立し、手を取り合うことはなかった。それは両者をそれぞれ支える運動の背景のちがいからであった。

その人権・同和教育に関しても前述の天野貞祐が指摘した問題点は当て嵌まった。さらに問題であると思われるのは、その価値指向性に揺らぎが生じないように、自信のない教師の場合、「まちがったことを教えてはいけない」という過剰な不安感からか「公定する特定の価値」に基づく標語や定型の文言のようなことを注入する傾向があった。特定の思考パターン、人権や差別に対する特定の文言を暗誦して伝達するというのに近いものであったと思う。そうしたやり方は悩まずに授業ないしは指導ができるのであるが、天野の言った通りに偽善者を産み、感覚を鈍らせ、反抗心を招く場合が多々あったと思う。

もちろん、道徳教育は「公定する特定の価値」の教育である。民主主義の国家であるならば民主主義という「公定する特定の価値」は教えなければならないであろう。それをどのように教えるかが重要なのであるが、拙速な教科化はどうしても注入主義にならざるを得ない。教科化はまちがいなくかつて天野貞祐が指摘したように偽善者を生み、感覚を鈍らせ、反抗心を招くことになるだろう。さらに問題なのはそれが暴力主義的傾向を導き出す可能性がある。

しばらく前のことだが、ある人権に関する講演会で講師が「手短に」と口にしたとたん、「それは差別ではないか」という糾弾の声が会場から上がり、講師が立ち往生したということがあった。また、これは最近のことだが、ある教員向けの研修会で講師があからさまな部落差別を助長する発言をしたが、会場からはそれを非難する声は上がらなかったと、そのことを責める意見が関係者の中で言われた。

ちなみに「手短」は差別語ではない。おそらくその糾弾者は誰かから「〈手短〉は差別語だ」と吹き込まれ、「そういう場面に出会ったら糾弾すべし」と教わったままに反応したのである。自分自身で思考したのではなく、他の権威の結論的言辞を講師の発言を公衆の面前で罵倒できたのである。もう一つの研修会の例はそういう反応をしないのは人権意識に欠けると思い込んでいる人権活動家がいるということを意味している。つまり、公定する特定の価値に反した講師を面罵するという暴力的行為をしなかったことを関係者は嘆いたのである。これらの経験から想定されるのは、今後価値指向性のある内容を答えのある教科として教え込んだ場合、確実にこれらのような暴力的行為が正当化されて出て来る可能性がある。ヘイトスピーチが大手を振って歩くようになるということだ。いや、もう黙認しているか。

かつての帝国軍人たちが粗暴な振る舞いをしたという逸話の数々もまさしく言動や様式を含めて、それぞれの思考を停止させ、学んだとおりの教育の成果を吐露したにすぎないことなのであろう。そして現実に戦地において不道徳な行為をした者がいたとすれば修身教育はそのように失敗であっ

たと言うことができるのである。

現代もそれと同じである。道徳教育の教科化は道徳教育を形骸化させ、価値指向性を帯びた特定の文言を時には暴力的に言い放つ程度にしか教育の成果は見られなくなるであろうということだ。そしてそれはとてもいやな世界だ。ちなみに現在使われている『私たちの道徳』を見てみると、子どもたちが正解を求めて穴埋めをしたくなるようなあざとい仕掛けが見え見えに仕組まれている。

先日、黒澤明の『野良犬』という昭和 24 年制作の映画を見た。拳銃を盗まれた刑事と犯人を描いたストーリーだが、いずれも復員の途中全財産の入ったリュックを盗まれたという経験をしているという設定であった。戦後から描かれている漫画『サザエさん』の常連の登場人物に空き巣狙いがいる。この国も貧しかった時代はそのように不道徳な社会だったのだ。豊かになって道徳的になったと言えるが、国が豊かであれば必ずしも道徳的だと言うわけではない。やはり日本の教師たちは道徳の時間は忌避していたけれど、実は全教科全教育課程においてその身を以て道徳教育をしてきた、その成果なのではないだろうか。

1　Economic News 2014 年 01 月 30 日 08:38
　http://economic.jp/?p=31140　(2015 年 1 月 12 日確認）)
2　文部省『国民学校要項』昭和 15 年 5 月
3　「主張　道理の感覚」（日本教職員組合『教育新聞』昭和 25 年 5 月 31 日
4　『教育新聞』昭和 25 年 12 月 8 日
5　森田尚人編『聞き書　上田薫回顧録』教育哲学会プロジェクト「教育学史の再検討」グループ　平成 21 年 6 月　58 頁
6　文科省初等中等教育局教育課程課教科調査官・国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官柴原弘志「「心のノート」の活用に当たって」（14 文科初第 125 号「「心のノート」について（依頼）」平成 14 年 4 月 22 日付の配付資料）
7　東京弁護士会「道徳の「教科化」等についての意見書」平成 26 年 7 月 7 日
8　天野貞祐『道理の感覚』岩波書店　昭和 12 年 7 月　248 頁
9　同上　249 頁
10　同上　250 頁
11　文部省『国民学校公民教師用書』昭和 21 年 8 月　1 頁
12　同上　2 頁
13　同上　3 頁
14　文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］」



Report 2

第12回東日本大震災子ども支援意見交換会 2014/9/5報告

子どもたちの心のケア支援を巡って

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局　小森　雅子



9月5日、衆議院第二議員会館多目的会議室にて、東日本大震災子ども支援ネットワークの第 12 回意見交換会が開かれた。

今回は、「子どもたちの心のケア支援を巡って」と題して、「宮城県の子どもの心のケア現場から」として、宮城県子ども総合センターの本間博彰さん、「震災・原発事故後の子どもの心のケアの実践と福島の未来へ向けて」として福島県臨床心理士会・ハートフルハート未来を育む会の成井香苗さん、「岩手県における被災した子どもの心のケアについて」として岩手県保健福祉部子ども子育て支援課、いわてこどもケアセンター担当の米澤克徳さんからそれぞれ報告をいただいた。

司会は、森田明美さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長）と荒牧重人さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委員）。

1 事務局長森田明美さんからの問題提起

今日は、子どもの心のケアについてなら、絶対にこの方にお話をききたいという方々に来ていただくことができた。被災地では、震災後3年半を経て、ますます子どもたちの状況は深刻さを増してきている。「支えられ格差」という問題がでてきている子どもたちを一体どのように支えていけばいいのか、常に被災地の実態の中からとらえていかなければならないと考えている。

2 宮城県子ども総合センター　本間博彰さんのお話

震災後、私たちの組織は子どもの心のケア事業をすぐ立ち上げた。我々は県内沿岸部を、週2～4日づつ、2年近く回った。問題のある子がいたら見つけなくちゃということで、宮城県子ども総合センターには児童精神科の医者がそのときに5名いたので、その5名と心理職、保健師、学校の先生でチームを作って回った。

3年目は、この後の経過は学校が中心になることは誰が見ても明白だったので、学校がどういう実態か、子どもにどんな問題が発生しているのか、どんな支援をする必要があるのか、それを調べなければならないということで、定点観測をした。4年目は、あらためて心のケア推進班を作った。

通常時の仕事をしつつ非常時の仕事をするというのは不可能なので、推進班を作ってもらった。教育庁から先生を派遣してもらって、うちの組織のメンバーとして、小学校の先生、中学校の先生、養護教諭を入れて、推進班ができた。

被災３県には国の補助金で子どもの心の支援の組織が作られ、宮城県にも東日本大震災宮城子どもセンターという組織が作られた。この組織と子どもセンターは一緒に仕事をしてきた。定点観測をしながら、３年たって我々は何をしなくてはならないか、これから先々に起こる問題はどんなことだろうか、ということについて、おおよその見通しをもつことができてきた。もちろん、４年目、５年目にはまた少し見通しが変わるでしょうけれど、とりあえず見通しをもった。

ひとつは、子どもたちの心のケアは、義務教育９年間を受け持つ学校をベースにするのがもっとも現実的な対応になるだろうと考えた。

２番目に、被災地の教師の疲弊は今までもひどかったがこれからも大きくなる。災害後期になってくると子どもが発してくる問題は分かりにくい。我々が回っても、どの子が問題なのかということは、そうとう丁寧に見ていかなければならない。学校の先生たちの取り組みも把握しないと、いったい何が起こっているのか、すごくつかみにくい。

宮城県は県内スクールカウンセラーと県外スクールカウンセラーで構成されていて、遠くは福岡や島根からも来ている。

３番目に、震災後期においては震災と無関係に見える問題が増える。他の子をいじめたり、八つ当たりをしたりという攻撃性、無気力、集中力がない子が多くなった。授業に集中できなくて立ち歩きも増え、学級崩壊も何件も出ている。学力も当然低下する。発達障害ではないが発達障害に見える子が増えてきた。

災害後期の子どもの問題を大雑把に示したグラフです。赤い線は震災直後、わーと心の問題が増える。急性ストレス障害という形で増える。これは時間とともにどんどん下がってくる。

次に、PTSD は中には遅く出てくるものがある。１年後とか、５年後という遅発型の PTSD がある。５年生になって課外活動で山登りをすると、上から沢の水が落ちてくるのを見て PTSD の症状が出てしまう子もいる。それも時間とともに減っていく。次は家庭機能の低下によって発生する問題。震災は財産や職業を奪ってしまい、家族の機能がどんどん低下している。当然子どもに反映される。子どもにいろいろな問題が出てくる。それが緑の線。

初期の問題は PTSD が中心だが、後期は非行や反抗、不登校などさまざまな問題が出てくる。家屋財産をなくした住環境、親の失職、アルコール中毒、うつ、そして余震などが、子どもたちの心を毎日むしばんでいる。

子どもは発達の急激な時期の中にいて、コンプレックス PTSD、別の言い方をすると、発達性のトラウマ、発達性の PTSD が発生している。トラウマを受傷した子どもたちは、大規模な被災地で、親や教師、保育士から必要な心理的ケアが受けられていない。自分の認知機能を高める、情緒の安定、自分の行動をコントロールする、自我意識、そういうさまざまな領域を発達させるのが子どもなのに、それに支障が出てくる。発達のゆがみ、行為障害、非行が増える。こういうことが発達性のトラウマと言われるが、こうした問題が増えている。大人になっていろいろな問題が出てくる。これをどうやっ

て防いでいくか。

親の生活能力、養育能力、DV や虐待が増えている。被災地の方々は、同じ苦難を抱えた仲間という意識からと思うが、虐待を児童相談所に通告しない。よっぽどひどい状態になったときに、虐待が児童相談所に通告される。それでも増えている。

２番目に、子どもを守るべき地域の治安が低下している。子どもを狙った犯罪、強制わいせつ事件も発生している。わいせつ問題は氷山の一角で、みんな被害にあってもひた隠しにしていてそれでも出てくる。

今回は神戸の時の３～４倍の遺児孤児がいるが、実態把握はとても遅れている。どこに遺児孤児がいるのか一番わかるのも学校だ。遺児孤児で、妙に明るくて模範生の遺児孤児がいる。大人が期待していることを一身に受けてしまう。どこかでポキンと折れる時がくる。そういう子どもたちを守らなければならない。学校関係者は遺児孤児の問題にどう接していいかわからない。

後期の最大の問題は、学校現場にもっともっと力を持たせて、学校現場がどれだけ子どもたちに対応できるかということに力を入れるべきだと思う。日本の学校保健は母子保健と並んですばらしい組織、パワーをもっている。これを拠点にして子どものケアを推進しなければならないと思う。

保育所、幼稚園も大きな問題をかかえている。当時、幼児であった方々がどんな心の問題を抱えているのか、じっくり調査している。多くの人は、「言葉も分からないときに受けたダメージはトラウマもたいしたことないんじゃないか」と思われるが、そうじゃない。彼らは言葉ではしゃべらないが、心の問題を問題行動であらわす。当時１歳、２歳の子どもが今は５歳、６歳になるが、すでに問題行動がいっぱい出ている。これから続々と学校に就学してくる。保育所、幼稚園は難しい問題をたくさん抱えており、支援が必要だ。

私からの提言は、地域の復興、子どもの健全な成長が地域の原動力になる。子どもがこの町を愛するという意識を持つことが原動力になる。被災地の希望の基本である。

学校は、地域の子どものケアの基地となり、子どもの危機を察知し、かつ健全な発達を促進する重要なキーステーションである。これが可能になる対策として学校保健の強化をはかる、とりわけ被災地の学校の養護教諭の２名体制をしばらく継続してほしい。ひとりでやっているところは２人体制をしいてほしい。

２番目に、市町村は親の支援、母子保健の強化をする。被災地に常勤の心理職をきちんと配置すること。この２点で相当見通しが立つと思う。課題は山のようにあるが、確実に実行できることはこの２つだと思う。

いつまでも外からの応援を期待していては、被災地の自立や復興はありえない。必要なものは外から出してもらいながら、自分たちの町を復興させていく。そのときの基本は子どもである。

3 福島県臨床心理士会・ハートフルハート未来を育む会 成井香苗さんのお話

３年間やってきた福島での実践とこれからの提言をしたい。テーマはケアから教育へ。守られる子から自分を守れる子への変化ということが重要だと考えている。



震災直後から福島県臨床心理士会のプロジェクトを立ち上げて支援活動を行ってきた。今年の３月、３年間の緊急支援は終わったという認識で閉じた。現在は NPO を立ち上げて同じメンバーが継続して活動している。

大きく２つの報告をする。学校への支援と乳幼児親子への支援の２つ。

一つ目の報告、福島県教育委員会との連携で福島版学級ミーティングを実施し学校現場を支えた。目的の１つは子どもたちのピアサポート。仲間同士で支え合うことを復活し、被災して激変した学校現場への適応をはかる。60 人くらいの小さな学校に 30 人くらいの避難生徒が転入した学校もあった。もともといた生徒と避難してきた生徒の出会いが起こった。うまく出あわせて、ともに乗り越えていこうという仲間づくりをした。心を落ち着けて学習や活動に取り組めるようにする、というのがひとつの大きな目的。次に子どもたちと先生方の心のケア。先生たちも大変疲弊していたが、自分たちに支援はいらない、子どもたちにしてくれとおっしゃるので、子どもたちを支えるために先生方の支援をさせてもらいます、ということでおこなった。目的の３番目にこの支援をすることで、個別にカウンセリングを必要とするような子どもを発見して対処するというスクリーニング効果もねらっていた。

どのようなことをするかというと、アンケートを書いてもらって健康チェックをする。リラクゼーションをしてストレスを下げて、心を落ち着けて話し合いをする。話し合いが中心で、ピアミーティングという。同じ立場の者同士が今の気持ちを共有し、支え合うような話し合いになる。担任がまとめて、この事態を乗り終えていこうというようなことを話す。事後活動は、アンケートに話し合ったことや感想を記入してもらう。

実施した学校で数か月後に先生方にアンケートをとった。その結果、23 校 148 人の教員アンケートでは、実施してよかったと 80%の方にお答えいただいた。これをやったことで児童生徒に変化があったかという問いには、仲間意識が生まれた、落ち着いた、明るくなったというプラスの変化が評価された。元気になった、仲間意識が生まれたというのは非常に高くなっている。

現在、学級ミーティングは、緊急時というより通常の中で起こってくるいじめの問題、自殺、先生の不祥事などがおこって学校現場が揺れた時に応用されている。

２つ目の報告、日本ユニセフ協会の委託により親子遊びと親ミーティングの支援を行ってきた。2011 年６月から現在も続けて行っている。地域のコミュニティで、乳幼児を支える。対象は幼稚園にも入っていない家庭で育てられているお子さんで、幼稚園や小学校に入るとスクールカウンセラーがいて心のケアをしてもらえるが、集団保育の場に入っていない子どもたちは、家庭の中でお母さんと追い詰められてストレスフルな環境にあった。地域の保健師、保育士と協働し、臨床心理士と三者の共同支援になった。月に１回ぐらいいろんな地域でやるが、事前に集まるお母さんの情報を共有する。始まりの会をやって自己紹介をする。次に親子ふれあい遊びという、保育士による、親子の愛着を回復する、そしてストレスフルな環境を改善するような遊びをする。次に臨床心理士がファ

シリテーターになって、親同士の同じ立場で子育てしていて、避難したほうがいいのか、しなくて大丈夫なのか、お父さんと子どもを引き離していいのか、食べ物は福島県産のものを食べて大丈夫なのか、みなさんどう考えてるの？ということをお母さん同士が話をして、自分たちの中で納得をしていく。それぞれの思いや個性を大切にして、強制しない、多様な判断を認め合うような、そういうミーティングをする。終わりの会をして、またね、と言って終わる。そのあとが大切で、事後スタッフミーティングといって、３者の専門職で、今日の中で気になる親子がいたか？発達の心配は？どういう支援をこれからつないでいけば良いか話し合う。保健師さんたちが家庭訪問などをして、次の親子ミーティングまでつないでくれ、連続していく支援になっている。３年間でのべ１万人、4500 組の親子がこの支援を受けた。参加した子どもは３カ月から６歳くらいまで、０歳から３歳が中心。アンケートの結果では 96%の親御さんが満足した、気持ちが軽くなった、ほっとしたという結果になっている。　放射能や食べ物の心配について話せてよかった、回数を増やしてほしい、親同士の話合いの時間をもっと増やしてほしい、子どもと少しでも離れられて、大人同士の話ができてほっとしたと言っている。話すことで自分のストレスに気づき、それに対処する方法を考え出した。福島で暮らす知恵をみんなで身に着けてきた。

この３年間の支援から見えてきた子どもたちの現状は、外遊びの制限による体力低下と肥満傾向。長期避難生活による環境の悪化、それによって不登校や虐待の件数が増えている。あいまいな不安、放射能不安というのは本当に健康被害があるのか分からない、あいまいな喪失、避難して出てきたけど家に戻れるのか戻れないのかも分からない、建てた家は本当にもうだめなのか、故郷はもうなくなってしまったのか、というあいまいな喪失による大人のストレスがとても高い。その大人のストレスに子どもたちが巻き込まれている。「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」で調査をしたところ、保護者のストレスと子どものストレスの相関係数が 0.5 中等度の相関が出た。親のストレスは特に放射能不安で、ここで育てていていいのかという不安が子どもにも伝搬して子どももすごくストレスになって巻き込まれている。そういったストレスフルな環境下で、子どもたちは発達障害かと思われるような多動傾向、衝動的で落ち着かない過敏な反応を示している。おそらくストレス性の障害の増加であろうと思われるが見分けは非常に難しい。

昨年ベラルーシに行ったが、ベラルーシの心理士も子どもが親の言うことを聞かない、非常に乱暴、攻撃的、衝動的で多動になった。これを落ち着かせるのが心理士として一番大変だったと言っていた。

福島はこれから 40 年も廃炉までかかるという。その間、不安は繰り返す波のように落ち着いては襲うということが予想される。子どもたちが大人になった後に、ヒロシマで起こったような風評被害が起こらないとも限らない、そういった中で子どもたちは育たなければならない、そのためには子どもたちに賢くなってもらわなければならない。自分の心と体の健康を自己管理できるようになること。ケアから教育へというのはそういうこと。

これもベラルーシの話だが、大人たちが放射能についての知識があまりなかった、森のきのこをたくさん食べてしまって健康被害が出た。子どもたちにも大人にも知恵をつけなければならない。ベラルーシの調査でも、親のストレスや不安が子どもの健康被害と大きな関係があった、ということもある。

子どもたちが親の不安に巻き込まれないように、子ども自身が自分の体のことを分かり、放射線

のことを学んで自分で防護できる、自分で健康管理できる、そういう子どもにしていく必要がある。それができれば子どもたちは胸を張れる。自己効力感を持つたくましい大人になるだろう。

そのためにこの夏、国立磐梯青少年交流センターで希望プランを実施した。これは実験的な実施で、小学校低学年コースは2泊三日で 16 人の参加、小学校中高学年は、15 人の参加、低学年の親子さんでの参加は6組、総勢 18 人。そうした小規模で、私たちの考える教育を試みた。身体測定をして、自分の体の機能がどうなっているかを子どもたちに自覚してもらう。全国平均と比べてどうなのか。学校でもやっているが、改めて自覚を持ってやってもらう。健康運動遊び指導、遊びの中で運動する。子どもたちはとても楽しく遊んでいる気分で運動する。メディアやゲーム漬けの子どもたちをそこから離して、気持ちよく遊ばせる効果がある。

栄養講座では、免疫力を高めるような食事について学ぶ。放射能で多少 DNA が傷つけられたとしてもそれに負けないようにする。

放射能・放射線講座では京都大学の角山先生が講座をやってくれ、見えない放射線が飛んでるのを音できかせた。どのくらい危険なのか、広島との比較の中で「これくらいはぜんぜん大丈夫だよ」「問題はホットスポットという放射能があつまっているところ、そこへ行ったり触っちゃだめだよ」ときちんと教えた。手をちゃんと洗えば大丈夫だと、手洗い講座では養護の先生が手の洗い方を教えた。心の健康講座としてはストレスマネージメントを教えた。学級ミーティングのような話し合いもした。心の健康講座では、自分の不安やストレスに自分で気づいて対処できるようにしたい。唾液を採取してストレスチェックを行った。

これらを包括的、有機的に結び付けて学ぶことが必要だ。学校ではそれぞればらばらにやっているが、子どもたちに放射能とは何かちゃんと知らせて、いたずらに不安がらせるのではなく、どう対処すればよいのかということを教えていく。

親から守られるのではなく、親の不安にかかわらず自分で自分を守れる子に。通常の学校教育の中でもそういう工夫をしていく必要があるのではないかということを提言したい。

4 岩手県保健福祉部子ども子育て支援課・いわてこどもケアセンター担当　米澤克徳さんのお話

私は福祉職、ソーシャルワーカーであり、震災当時児童相談所にいて被災した遺児孤児の支援に携わり、今は本庁に異動して被災した子どもの心のケアを担当している。行政として、児童福祉としてどういう支援を行ってきたのか、紹介したい。また、児童相談所、あるいは心のケアの仕事をする中で感じたことを少し話したい。

岩手県の被害の状況は亡くなられた方が5千名を超え、行方不明もまだ2千名以上いらっしゃる。2万5千棟以上の家屋崩壊があった。市町村別の被害状況を見ると、沿岸部でも南部の被害が大きく、県内でも被害の地域特性がある。

子どもたちの被害の状況をみると、未成年の死亡は 210 名の子どもたちが亡くなり（人口動態統計より）、児童生徒の行方不明が 24 名（文部科学省まとめ）であった。学校にいた時間なので被害が少なかったという報道がされているが、避難途中で津波に巻き込まれてしまった子、病気で

たまたまその日休んでいた子、保育所で親が引き取りにきたあと、親子で津波に巻き込まれてしまったという事例もあった。

岩手県では孤児が 94 人、被災遺児、ひとり親になった子が 489 人となっている。孤児になった子の半分以上がもともとひとり親家庭だった。子どもたちはほとんど親族に引き取られた。ひとり親になってしまった子たちの６割弱が母子世帯、４割強が父子世帯になった。環境面の被害は、学校、保育所などが被害を受け、ほとんどの学校が避難所になることで学校機能が停止した。再開しても仮設校舎であったりほかの学校を間借りしたり、このタイミングで統廃合になったりしている。

岩手県の地理的な特徴として沿岸部と内陸部との間に北上高地がある。支援の拠点がある内陸部から沿岸部まで２時間から２時間半かかる。沿岸部は縦に国道や鉄道があったが寸断されてしまい近隣市町村間の支援が当初入りづらかった。沿岸部はリアス式海岸で居住できる場所が限られていて、そこに住居やさまざまな行政機関などが密集していたが、壊滅的な被害を受けた。大槌町や陸前高田市は行政機能が停止して支援の足がかりが当初作れなかった。

岩手県は震災前から社会資源が少ない。県内の小児科医の数は全国に比べて少ない。児童精神科医は数えられるくらいしかおらず、何もないところから子どもたちの心のケアを展開していかなければならなかった。具体的には、遺児や孤児など要保護の子どもたちの状況把握をした。里親会に委託して月１回里親サロンを沿岸各地で開催したり、里親を専門に支援する相談員を沿岸の児童福祉施設に配置して支援している。遺児家庭支援専門員を県の出先機関に配置して遺児家庭の家庭訪問やひとり親のサロン活動を展開している。震災を機に父子家庭の支援にも着目し、父親支援のためのボランティア養成講座をユニセフ協会の支援で開催した。寄付金を子どもたちに給付する基金を立ち上げた。

心のケアは、震災ストレスについての一般向けの普及啓発や専門家向けの研修会など。拠点が全くない中でどのように支援していくのか。子どもの心のケアセンターと、県内の有識者の先生方のプロジェクトチームを立ち上げて、岩手県でどのような支援が必要か検討するための組織を作って進めてきている。平成 23、24 年度は子どものこころのケアセンターを宮古、釜石、気仙地区に設置した。県内外の先生方の支援を受け、沿岸の宮古、釜石、気仙に週１回位のペースで県外の先生に派遣する形でそこで相談を受けることをすすめてきた。子どものこころのケアセンターは児童精神科、小児科の子どもの心の専門医の先生に入っていただいているが、相談機関であるので、薬が必要なときには地元の小児科の先生と連携しながら紹介状を出して地元の先生に処方してもらった。診療の合間に学校や保育所を訪問して観察や先生方への心理教育的なアプローチをしてきた。

こういった取り組みについて県内の有識者によるプロジェクトチームを立ち上げて評価検証してきた。検討の中で出てきたのは、支援者が少ないがずっと外部支援に頼っているわけにはいかないということ。子どもたちが成人するための長期的な支援が必要だし、内陸に避難した子どもたちの支援が手薄だったことから、全県的な拠点としていわてこどもケアセンターを開設しようということで昨年立ち上がった。児童精神科クリニックをベースとしてさまざまな活動をしている。保険医療機関、診療所として、児童精神科外来をひらき、トラウマに焦点を当てた認知行動療法や心理教育、SST などの専門的な治療を行う仕組みができている。内陸の矢巾町にある岩手医科大学のキャンパス内

に作ったが、沿岸での支援活動は絶対に必要ということで従来通り宮古、釜石、気仙地区に巡回診療を行っている。各圏域の拠点病院である県立病院のスペースを借りて診療を行っており、県立病院の小児科や精神科の先生方とリエゾン的に連携しながら支援活動を行っている。

いわてこどもケアセンターでは県内ではじめて子どもむけのデイケアを作って、主に発達障害や不登校の子どもたちを対象として通所支援をしている。センターの利用の方法は、すべて一体的に運用している。予約や診療の受付、などすべて一括で活動している。子どものこころのケアセンターのときには、３カ所が別々に機能していたが、今はこどもケアセンターがすべて集約しているので、全県的なフォローができる。多職種多機関の連携の一つに加えていただいて、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、市町村の保健師、児童相談所等さまざまな機関と連携しながら子どもや家族を支援している。

研修活動にも力を入れていて多職種連携検討会を月１回開いている。グループ検討には別々の職種の方が入るよう配慮し、各グループの中で多職種でケース検討ができる形で進めている。若手医師の専門的なトレーニングもしてもらっている。

年々ケアセンターの利用者が増加している。利用者の属性は、中高の子どもたちの割合が増えていて、スクールカウンセラーと連携ができてきてかなり学校から紹介されるケースが増えてきたと思われる。来所時の主訴は、実際の診断名とは違ってくるが、本間先生、成井先生からも話されたように、行動上の問題、発達の問題、不登校などが多くなっている。実際に診察をしてみると、家族的な問題、虐待やアタッチメントなどが背景にあることが分かってきた。

提言とまではいえないが、現場の感想や今後の課題としては、震災をきっかけに、これまであった家族の課題が顕在化していることが大きい。もともと問題を抱えていたが震災前にはフォローされてこなかったという子どもたちが多く出てきている。また、特筆したいところは、心のケアだからといってさまざまな問題がスルーされてきたところがあったのではないか、心の問題だからといって、身体疾患が見過ごされてきているとの小児科医からの指摘があった。地域では震災ストレスによる抑うつ的な状態だから少し様子をみましょうといっていたが、血液検査をしたら神経疾患だったという話がある。血液検査すればわかることでも、心のケアということでうまくケアにつなげられなかった。やはり身体の不調は身体のケアからはじめなければという反省があった。

避難生活をする中でコミュニティが崩壊した、また新しいコミュニティの中で人の流動が激しい。親子間のコミュニケーションも不足している。絆ということばがよく使われているが、現実の相談場面では逆ではないかと思っている。仮設住宅で狭い中で押し込められてストレスフルだということもあるが、仮設は空室が出てきて、複数人家族がいる場合は一つの家族で二つ部屋をあてがわれたりというケースが見られている。親の部屋、子どもの部屋という分け方をすると、親が子どもが何をしているか分からないという状況で非行問題が深化しているという状況も見られた。

社会資源が少ない中で現地では専門職が疲弊している。外部から支援が入っているがうまくニーズにあっていないという話も聞く。

子どもはその成長にともない、その時々で子どものニーズにあった支援が必要になってくる。複雑性の PTSD の話が本間先生から出たが、複雑化するとともに個別性が強くなってきている。より専

門的な個別的な支援をするために専門的なスタッフの配置が必要であり、医療でだけではなく保健、医療、福祉の関係機関が連携して子どもたちを面的に支えていくことが必要だろう。

行政的な視点でいえば、やはり財源が必要。今年度から厚労省、復興庁で新しい補助金を作っていただいたが、これを恒久財源として継続的に使用できるようにお願いしたい。

被災地で生活する人たちは、被災前の生活と今の生活が分断されている。分断されている状況をつなぐ架け橋になることが支援者に求められていることだと思う。子どもから大人へと、これからの人生のストーリーをつなげていくための支援を中長期的にしていかなければならない。

5 国会議員からの発言

衆参の国会議員７名の参加があった。

自民党の伊藤信太郎衆議院議員からは、災害のときもっとも傷つきやすい被災者を助け、またその立ち直りのための道筋をつけるのが我々の責任だと考えている。一番大事なのは心の復興であると考えている、とのお話があった。

社民党の吉田忠智参議院議員からは、子ども被災者支援法の理念が生かされていない、発災後３年半がたち、打ち切られる施策もあり特にソフト面を大変心配している、とのお話があった。

民主党の馬淵澄夫衆議院議員からは、原発被災者支援法を具体的な制度、措置にしていかなければならない。震災による子どもや母子の心のケアに全力で取り組んでいきたい、とのお話があった。

共産党の紙智子参議院議員からは、子どもはもちろん大人にとっても心のケアが重要。被災から３年半がたち、対策も抑制的になっている面もあり心配しているが、このような意見を反映させていきたい、とのお話があった。

社民党の福島瑞穂参議院議員からは、子ども、女性、障害者への支援がどうしても後回しになってしまう。予算の使われ方についてもしっかりフォローしていきたいとのお話があった。

みんなの党の山口和之参議院議員からは、被災地に限らず、ひとり親や両親をなくした子どもたちは全国におり豊かな国である日本としてしっかり支えていきたいとの発言があった。

民主党の階猛衆議院議員からは、インフラやハードは取り組んできたつもりだが心の問題は不勉強だった。各役所のリソースを最大限利用していきたい、とのお話があった。

ほかに宮城県議会の遊佐みゆき議員から、国の予算を使い切っていないという前に、県の特別会計で使える仕組みにしていただきたい、等の提案があった。

6 会場からの発言

日本ユニセフ協会からは、心のケアはこれからたいへんな状況を迎えるので、国や自治体が中長期的な対策を講じていただきたい、として以下の４点の提案があった。①医療的なケアだけではなく予防的なケアが必要とされている。②子どもたちが主体になって語り、受け止めてもらえる場を増やしていく。③遊びには治癒的な力があるので取り組みを増やす。④保護者と支援者への支援が必要である。

7 文部科学省からの発言

初等中等教育局財務課から教職員定数改革案について説明があり、「被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配」について、平成 23 年度から取り組んでいる。毎年千人程度の定数措置を行っており、来年度も同程度で概算要求を行った、養護教諭の配置についても要望があり 68 人の加配を行った、一般会計でも 10 年で千人の養護教諭の配置を行うことも要求している、との説明があった。

初等中等教育局教育課程課からは、放射線教育について、平成 23 年 10 月に副読本を作成したが福島の事故についてほとんど触れられておらず、今年2月に福島の事故についても触れた小学生用と中高生用の副読本を 1200 万部配布し、文科省のホームページにも掲載している。出前授業と教職員への研修も行っており、来年度も要求している、との説明があった。

初等中等教育局児童生徒課からは、緊急スクールカウンセラー等派遣事業について、電話相談や生徒指導体制の強化等も含め、来年度についても同程度の要望をしている、との説明があった。

8 厚生労働省からの発言

「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」について、この資料は来年度概算要求 40 億円というもの。今年度からの事業メニューであり、被災地支援をしている方々に聞いて組み立てた制度である。今年度も 40 億円だが執行状況は 8 割程度であり被災3県の取り組みをみると、すべて取り組んでいるのは福島県だけである。一番お金を使っているのは「遊具の設置や子育てイベント」だが、これも福島県。活用されていない面は原因を調査して支援の仕方を工夫していきたい。

9 復興庁からの発言

「被災者の健康生活支援に対する総合施策」について、安倍総理の指示のもと被災地の声をきいてまとめた総合施策である。被災地は災害公営住宅が今後加速していく時期になり、仮設住宅のコミュニティがいったんなくなり新たなコミュニティの融和が必要になる。「相談員・復興支援員の充実」として総務省・厚労省の事業を引き続き確保していく。「コーディネート機能の強化」は各種団体や企業の活動の総合調整機能を強化する。「心の復興」として寄り添いホットライン等は従来通り行う、地域活性化活動に参加して生きがいをつくってもらう取り組み、「子どもに対する支援」は文科省の震災加配や、厚労省の施策も含まれる、という説明があった。

10 まとめ

最後に森田事務局長から、それぞれ長時間お話しいただきたい先生方を講師に迎えることができた。養護教諭の配置や、ゆっくり話せるようにしてほしいということは、被災地の子どもたちからもいつも要望が出ている。子どもたちと専門家の先生方の要望が同じだということに感動を覚えた。

次回は「子どもの貧困」について議論する予定である、との発言があり、会を終了した。

Report 3

第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

「高校生ナガサキ平和の旅」報告書

高校生1万人署名活動実行委員会・岩手

【高校生 1 万人署名活動】



「高校生 1 万人署名実行委員会・岩手」の実行委員（高校生）メンバーは、1 月現在 6 校 20 名を超えるメンバーが活動しています。毎月第 2 日曜日の 14 時を定例の活動日として「核兵器の廃絶」と「平和な世界の実現」を求める署名活動を行っています。

月 1 回の活動なので天候に関係なく実施しています。雨の日は傘をさしながらの活動で、道行く人も足早で立ち止まってくれる人は少ないです。猛暑の日も炎天下の道を歩く人は少ないです。でも、大きな声を出して協力を呼びかけると、「暑いのにご苦労さん」「がんばってね」と声をかけてくれる人や水を差し入れしてくれる人もいて勇気をいただきます。雪の降る中でも立ち止まって署名してくれます。「寒いのに大変だね。応援しているよ。」と嬉しい言葉をかけて頂きながら盛岡市を中心に合計 20 回の街頭署名を行いました。

8 月までに集められた約 2000 筆（12 年 9 月～ 13 年 9 月）の署名は高校生平和大使（今年から外務省から「ユース非核特使」が委嘱される）に託され、全国から集められた署名と一緒に国連に届けられました。

◇ナガサキ平和の旅

「高校生ナガサキ平和の旅」を行い 8 月 6 日から 9 日の日程で長崎を訪れました。2 回目の今年は 9 名が原水禁世界大会長崎集会や、全国の高校生 1 万人署名活動実行委員の交流会や活動にも参加し、平和学習や平和の大切さを訴える活動を行いました。

長崎は、異国情緒あふれる街と原爆が投下された街という印象はあるものの、ほとんど触れる機会のなかった街でした。しかし、東日本大震災後、岩手の高校生にとって長崎がとても身近になっています。それは「高校生平和大使を岩手から出す機会をつくってくれた長崎の高校生」「原爆ですべてを破壊された長崎。そして復興した長崎は、津波で何もなくなった将来の私たちの街」「長崎の高校生の核兵器廃絶に向けた意識の高さ」等を感じるからです。今被爆地長崎は、高校生 1 万人署名活動に関わった高校生の心に深く残り、核兵器廃絶を誓う決意の町になっています。

8月6日　「核廃絶と平和な社会建設を」

花巻空港に集合。6日は広島原爆の日であり、8時 15 分の原爆投下時刻に合わせて黙祷。今回の旅の意義を確認しました。

飛行機、長崎本線を乗り継ぎ、16 時に長崎に到着。夕食を食べたあと、ミーティングを行い、明日からの行動に備えました。

8月7日　「高校生は未来」

午前中、爆心地に一番近い山里小学校で、キッズゲルニカ（大きな壁画）作成に協力しました。「ナガサキ・フクシマを結ぶ会」に招待された南相馬の高校生 10 人と各地の1万人署名実行委員会のメンバー 50 人近くでピカソゲルニカと同じサイズの大壁画を作成しました。同じ核の被害を受けた長崎と福島をモチーフに、これからの復興と未来の希望をイメージして、全員で作成しました。この壁画は爆心地公園に飾られました。

終了後、長崎原爆資料館を見学しました。資料館は初めての生徒が多く、想像を絶する資料にぐったりする参加者も多くいました。

午後、原水禁世界大会の会場で、全国の仲間と高校生 1 万人署名活動を行いました。地元長崎を含め 100 人以上の高校生が会場前で一斉に署名活動を行う姿は圧巻でした。大会参加者のほとんどに協力していただき、中には 10,000 円の募金をしてくれる参加者もいました。さらに、大会の開会セレモニーで高校生平和大使と 1 万人署名実行委員会のメンバーが紹介されました。特に平和大使は一人ひとりが決意をのべ、参加者から大きな拍手をいただきました。大会あいさつの中でも多くの来賓が「高校生の活動は未来であり、多くの希望を与えてくれる」と絶賛されました。

8月8日　「被爆体験を直接聞くことのできる最後の世代」

午前中、「ピースブリッジ・イン・ナガサキ」の集会に参加しました。これは、高校生が企画する集会で、1 万人署名の各県の活動報告を行い、全国で集めた署名を高校生平和大使に手渡し、決意を新たにする集会です。岩手からの参加者 7 人と平和大使 2 人もステージに上がり、東日本大震災の現状と岩手における 1 万人署名活動について発表しました。最後に 8 月 4



日までに集めた岩手県の 1,940 筆の署名を長崎の実行委員に渡しました。1,940 筆は他県に比べると多い数字ではありませんが、街頭での呼びかけやクラスでの呼びかけなど高校生のみで集めた署名であり、一つひとつ心が込められていることを実感した数字でした。

今回は全国で 19 万筆をこえる署名が集まり、今までの累計で 100 万筆をこえる署名が国連欧州本部に保管されることになっています。高校生 1 万人署名活動のモットーである「微力だけど無力でない」という言葉が実感できる集会でした。最後に中高生の平和宣言が発表され、核廃絶の社会を作ることを全員で確認しました。

午後は被爆者下平作江さんの証言を聞きました。下平さんからは、10 歳の時に被爆し、その後つらい体験を経てきたことを 1 時間近く話していただきました。被爆体験の風化が叫ばれ、高校生が被爆体験を直接聞くことのできる最後の世代といわれる中、下平さんの話を聞くことができたことは貴重な体験でした。参加者は最後に命の大切さと、核のない社会を自分たちの手で作り出す決意を、下平さんに話しました。被爆体験の継承が核廃絶の原点であることを改めて確認しました。



8月9日



長崎原爆のこの日、朝 6 時 30 分から若者早朝集会に参加しました。高校生や歴代平和大使が爆心地公園に集合し、犠牲者へ追悼の意を示し、核のない社会を作ることを誓う集会でした。参加者は爆心地公園の慰霊碑に祈りをささげた後、全員で手をつなぎ「人間の鎖」を作り、鎮魂と平和な社会を作り上げることを決意するムーブメントを行いました。

午前中は、長崎市主催の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参加しました。原爆投下時間である 11 時 2 分に黙祷をささげ、田上市長の平和宣言を聞きました。平和宣言で田上市長は、日本政府が NPT 再検討会議準備委員会共同声明の「あらゆる国の核兵器使用に反対する決議」に参加しなかったことや、インドと原子力協定を再開した日本政府のあり方について強く抗議しました。また、若い世代について「被爆者の声を直接聞くことができる最後の世代である」とし、「あなたたちこそ未来がある」と戦争体験、被爆体験の継承を強く訴えました。

また、「平和への誓い」においては、被爆者の築城昭平さんが「核と人類は共存できない」と明確に言い切るとともに、高校生 1 万人署名が、100 万筆の署名を集めたことに触れ、高校生の活動が被爆者に勇気を与えていることを述べました。高校生の活動が被爆者の大きな希望や支えになっていることを感じた平和の旅でした。

ナガサキ平和の旅に参加した高校生の感想





「平和への願い」　釜石高校２年　鈴木

私たちが去年から必至に集めた 1940 筆の署名を長崎に届けたいという気持ちで参加しました。高校生の平和に対する思いを絵にするという壁画作成では、自分の思いを筆に込めてできた壁画はとても素晴らしいものになりました。「ピースブリッジ」では、岩手の今年の署名活動の報告や被災地の状況を伝えました。一年間の署名の成果を自分の手で渡すことが出来たことはこれからも頑張ろうという希望になりました。その中で韓国の高校生やフィリピンの少女の話を聞きとても感動しました。平和に対する思いや考えは一緒で、国や言語も違うけれど繋がっている気がしました。８月９日の若者早朝集会では、たくさんの高校生と一緒に日本や世界に高校生の平和の願いを発信できたと思います。

高校生１万人署名に参加していなかったら一生このような体験が出来なかったと思います。平和についての自分自身の思いや考えも変わりました。私たちは「ビリョク」だけと「ムリョク」ではありません。私も自分のできることをやっていこうと思います。

「平和に向けて」　不来方高校１年　永澤

長崎原爆資料館に行き、原爆の被害について知りショックを受けました。そこで一人の男性に呼び止められ平和についての考えを聞かせてくれました。「人間は優越感を持ってしまう生き物だから、そこからねたみや、いじけたり、すねたりと言ったことがおこり、争いが起こる。争いを防ぐためには優越感を持たないことが大切」という言葉を聞いて、争いが起こってしまう理由が少し分かったような気がしました。下平作江さんの貴重なお話はとても重く、聞いているだけで涙があふれ出てきました。下平さんは「人の痛みが分かる心を持ち、他人のことも考えることができることが平和につながる。」と語っていました。

平和な社会を実現するためにはまず、一人ひとりが平和について考えたり、少しでも興味を持つことが大切だと思います。どうすれば平和な社会をつくることができるのか、何が本当の平和なのか、答えは出なくても考えるだけでほんの少し平和に近づくのではないかと思います。

「平和に対する思い」　一関第一高校１年　千葉

平和に対する様々な意見が聞きたい。そのような思いから今回、この活動に参加した。被爆体験を語り継ぐ下平作江さんの話の被爆体験は印象的だった。それは私の想像をはるかにこえるお話だった。被爆の惨状と同時に下平さんは生きることの大切さも教えてくれた。今生きていること。祈りを捧げること。そして、この被爆体験を後世へと語り継ぐことが私のやるべき事だと感じた。「平和とは人の痛みが分かること」平和に対する思いを聞くことができた。キッズゲルニカの活動では、他県から来た同世代の子と世界平和への思いを形にすることはすばらしいと感じた。そこでボランティアに来ていた長崎大学の２年生と知り合った。彼女は長崎についてたくさんのことを教えてくれたが、「長崎でも原爆について知らない人がいる」という言葉に驚いた。身近なところを知ること、学ぶことの大切さを知った。そのことも、私がやるべき事だと感じた。

ピースブリッジの集会では、全国の高校生が平和な世界の実現のために様々な活動を行っていることを知り、私は決意を新たにした。長崎の地で、長崎の高校２年生の平和に対する思いも一対一で話すこともできた。「いじめや差別など、身近なことから解決していけば、平和へとつながると思う。」「平和とは身近なところにある。それに気づいたときに平和は身近なものとなる。そして、その思いをどれだけ大切にできるかだ。」活動に参加できたからこそ気づくことができたのだろう。これからも私は、核廃絶・平和な世界の実現のために行動していこうと思う。



「長崎で学んだこと、感じたこと」　不来方高校１年　田口

私は「高校生１万人署名活動」「高校生ナガサキ平和の旅」を通して、「何があっても、辛いことがあっても乗りこえて生きていこう」と改めて思うことができた。下平作江さんの被爆体験を聞いて、すごく心に響くものがありました。「人はねたみあうけれど、植物などはお互いに引き立てあうのに」という話が強く印象に残っています。下平さんの話によって、今平和な時代に生きることができているからこそ感じることができる「当たり前」は、戦争や原爆投下の時代では当たり前ではなく「遠い夢」だったのだと、教えていただいた。

私は「自分にできること」を考えたとき、「当たり前のことに感謝すること」だと思いました。家族がいつもいてくれること、不自由なく生きていられること、そして命があり、平和なことが何よりも大切なことだと思います。微力だけど無力ではない私たちにできることは、少しずつでも署名活動を通して平和を訴えていくことだと思います。

「微力だけど無力じゃない」　　不来方高校２年　村上

全国の高校生と平和についての考えを深めたいと思い参加しました。いろいろな活動を通して核兵器廃絶の思いは日本国内だけではないと感じました。被爆体験を語り継ぐ下平作江さんのお話では「平和とは人の心の痛みが分かること」という言葉が心に残りました。下平さんは、もう二度とあの日のことを繰り返さないためにも、戦争や原爆の悲惨さを伝えていかなければならないのだということを気付かされました。８月９日、若者早朝集会に参加しました。そこで平和に対する誓いを示すため、みんなで手をつないで人間の鎖を作り、あらためて平和への祈りで心を一つにしました。

68 年前に原爆が投下された長崎の地で全国の高校生と一緒に活動を行ったことはとてもよい経験となりました。大人になったら子や孫にもしっかり伝えていこうと思います。

「誓い」　　不来方高校１年　柾谷

確実に何かが変わった。ナガサキの旅に参加する前の自分と何かが。私はこの旅で初めての経験をたくさんした。初めて長崎原爆資料館に行った。ドアの向こうに足を踏み入れた瞬間に、これまで感じていたのと全く違う空気を感じた。私は、そこで見た、被爆者の言葉で、忘れられないものがある。「母ちゃんがほしい。父ちゃんがほしい。兄ちゃんもほしい。妹もほしい。」「なにがおきたのかわからない。ただピカッと光った。それでみんななくなった。」この十歳の子どもの言葉が私の胸に突き刺さった。全国の高校生が集まるピースブリッジで下平作江さんの被爆体験の話を聞いた。心の底から私たちにメッセージを伝えているようだった。

この話を友達に、家族に、そして次世代に伝えていく義務が、私たちにはある。署名活動以外にも、私たちが長崎で聞いてきた被爆者の話を広める活動ができないかと考えている。私たちは、日本が経験した悲劇を伝えていかなければならない。事実を知らない若者があまりに多すぎるこの日本に、波をおこせるのは私たちだ。それをひろめる署名活動なのだ。この思いを一人でも多くの人に伝えるために、私は今日も街頭に立つ。

「平和な世界の実現をめざして」　　不来方高校１年　佐々木

実際にその地に行ってみて初めて気がつくことがあった。印象に残ったのは下平作江さんの被爆体験だった。本当に衝撃的でした。「防空壕に避難しているとき、泣く子を母が口を押さえて殺してしまった。」「生き残ってもあまりのつらさに自ら列車に飛び込む人。」私は自分が今、どんなに恵まれた環境で生活ができているかを思い知らされました。家族が当たり前のようにいて、暖かいご飯を食べ、きれいな服を着て、安心し学校に通うことができる私はどんなに幸せで素晴らしいことであるかと感じた。だからこそ、私を含めた現代の若い世代は、周りの人、もの、環境全てに感謝しなければならないと思います。私は「一人ひとりが感謝の気持ちをもつこと」も平和な世界を築く一歩になるのではないかと考えました。人間の心から生まれる戦争を、人間の心

によって食い止め、なくしていくことができるのではないかと思う。長崎の高校生私たちの原爆に対する思いや知識の差も感じました。被爆国日本の国民として、原爆や戦争の歴史についてもっと学ばなければと思います。自分の歴史に対する理解のなさ、過去の悲惨な出来事から逃げようとする自分をとても恥ずかしく思う。かくも戦争もない平和な世界を作り上げるためには、私たち若い世代が、原爆投下を含めた過去の歴史に学ぶ必要があります。二度と繰り返すことがないよう、過去の正しい歴史に学ぶことは私たちの義務であり使命だと思う。

「平和」を成し遂げることは本当に難しいことです。一人ではできないし、高校生だけで達せされるものではない。しかし、私たち、戦争を知らない高校生にもできることがある。「微力だけれども無力ではない」という言葉を信じて、真に平和な世界が実現するよう、これからも平和活動に尽力します。

「高校生１万人署名活動を振り返って」　不来方高校３年　村井

私はこの活動を通して、日常の身の回りにある多くに事に目を向けられるようになったと思います。

最初の頃は、世界平和や核兵器と言われても、馴染みのない言葉でぴんと来ていなかったと思います。しかし、県内各地での署名活動や長崎研修（ナガサキ平和の旅）を通して、私たちの世代こそ目を向けなければならない問題だと意識するようになりました。長崎原爆資料館で見たものや、高校生平和大使が「もうこれ以上人が死ぬのは見たくない」と述べた場面は、今でも心に刻まれています。私も核兵器について勉強不足な面はありますが、ニュースを見ていると核兵器という存在が世界の外交に大きく関わり、遠回しな表現でお互いを威嚇しあう状態にしていると感じました。そして、人間が生んだものなのに責任を終えなくなっていると思いました。

今年に入り毎月の盛岡での署名活動では、先輩方がいなくなり、自分が引っ張っていく立場になり、最初は不安もありました。しかし、声が大きく、明るい可愛い後輩たちのおかげで、少しずつ署名も集められるようになりました。盛岡だけでなく県内各地で、私たちのような高校生、大学生の世代の活動を少しでも知ってもらうこと、平和なこと、核兵器の存在、岩手の復興について考えることを、後輩みんなに期待しています。私は、これからも復興や原発、核兵器などの問題について、常に自分の意見を持ち、20 歳からの選挙への投票に向けて準備したいと思っています。





【まとめ】

長崎での４日間の活動は、全国の高校生との活動交流を通して自分を見つめ直し、新たな出会いと希望、勇気を得、そして平和への誓いを新たにした旅でした。

高校生１万人署名活動は、「何かしなければ」「人の役に立ちたい」という私たちの思いを叶えてくれる活動です。署名活動を通して多くの人との出会いがあります。私たちの活動はとても小さいです。でも、活動への自信と誇りはもっています。この活動は微力だけど、無力ではない、平和な未来をつくる大きな力になっていると確信しています。それを教えてくれたのはナガサキ平和の旅で出会った多くの人たちでした。これからもこの活動を広げるためにがんばっていきたいと思っています。

ご支援して頂いた多くの皆様に感謝いたします。





〈 特集 〉 子どもの権利条約 20th

子どもの権利条約を日本が批准して 20 年を迎えました。
そこで、様々な団体の関連イベントやコラム等、子どもの人権連事務局が特集します。

11/15 「子どもの権利条約批准20年を考える集い」報告 ～子どもの権利の具体化の検証～

11 月 15 日に「子どもの権利条約批准 20 年を考える集い」が開催されました。（主催：「子どもの権利条約批准 20 年を考える集い」実行委員会、共催：子どもの人権連、東洋大学福祉社会開発研究センター）

教職員、子ども、学生、地域住民、関係団体等、幅広い参加のもと約 180 人が集い、多様な人権課題について学習し議論を深めました。

本 144 号では、参加者の感想と3つの分科会の報告を掲載します。

（第4～7分科会については翌 145 号で紹介します）


▲森田明美 実行委員長ごあいさつ

第 1 分科会 子どもたちと語ろう！考えよう！子どもの権利
ー子どもたちが権利について、おとなと話したい！聞きたい！

第 2 分科会 東日本大震災と子どもの権利
ー被災地で広がる「支えられ格差」の中で子どもたちは今？

第 3 分科会 障害者基本条約と子どもの権利
ーすべての子どもが、学校、地域でともにいきるために


▲全体会のようす

参加者の声（一部抜粋）

◆様々なことが勉強になりました。
自分にできることから子どもたちのために行動したいと思いました。（教職員）

◆すごい。衝撃でした。自己決定し、責任をもつ。それが自信につながるという流れ。
自分は中学校現場でどれだけやっていただろうと振り返りました。（教職員）

◆子どもの貧困を様々な視点から、権利条約との関係で話してもらって参考になった。
特に貧困対策の中で「学校をプラットホームに」という文言が文科省の意識の変容とはとらえていなかったことに気づかせてもらった。（関係団体）

◆楽しかったです。自分の思いを言えて良かったです。（子ども）

◆子どもが、誰もが健やかに成長できるよう、また子どもの人権が守られるように、貧困の問題を解決することが急務だと思いました。（教職員）

◆第１分科会

「子どもと語ろう！ 考えよう！ 子どもの権利」

林　大介（東洋大学社会学部）



「子どもの権利条約」をテーマにしたイベントでもあり、おとなだけではなく、当事者である「子ども」にも参加してもらい、日頃、子どもが何を考えているのか、特に学校や教師に対してどのように思っているのかを話してもらうことを狙いにして、分科会を実施しました。当日は、東京のほか、富山県、大阪府から小学生～高校生約 10 名が参加してくれました。そして、全国各地から集まった先生方と意見交換を行いました。

どういう先生が良いか？」という大人側からの問に対し、「プライベートまで突っ込んできてくれる人」「勉強するときは勉強だが、一緒に遊んでくれる人」「えこひいきしない先生」「宿題を出さない先生」といった答えが子どもから出されました。

また、「怒るのではなく、優しく接するのが良い先生。何かあった時に子どものせいにしたり、子どもを巻き添えにするのは良くない先生。」という小学生からの返答に対して、ある先生からは、「本当に生徒のことを考えているから厳しくしてしまう。そこが伝わっていないのが、少し残念だが、そこを理解してもらえるように、私たちもさらに生徒の目線に立っていきたい」という言葉が投げかけられるなど、子どもたちの本音と、おとなの本音を交わすことができ、あっという間の 2 時間でした。

子どもの数に対しておとなの参加者のほうが多く、また、参加者全員での意見交換としたため、一人ひとりが発言するための時間が十分に確保することができなかったのが残念ではありましたが、「子どもの声に耳を傾ける先生もいる」ということを、各地から参加してくれた子どもたちは感じ取ったようでした。

「子どものため」という思いがおとなは動いてしまいがちですが、当事者の子どもが何を感じているのか、どのように考えているのかを知ったり聴くことは、実は大事なことです。もちろん、「生徒ー教師」という関係性の中においては、子どもとおとなが対等に話し合うことは難しいですが、学校を離れた利害がぶつからないこうした場において、それぞれが日頃から思っていることを話し合うことができたのは良かったと思います。

今後も、このような分科会が設けられることを期待しています。

◆第２分科会

「東日本大震災と子どもの権利」

森田　明美（東洋大学社会学部）



1994 年国連が採択した子どもの権利条約を日本が批准して、20 年を迎えた。

この分科会では、子どもの権利条約批准国として、東日本大震災における子ども支援の検証を手がかりにして、震災後の復興のなかでは子どもの権利がどこまで実現したのかということを考えることにした。

分科会での報告は、これまで先輩達から継続して東日本大震災で被災した子どもや子育て家庭の支援を行ってきた東洋大学社会学部社会福祉学科森田明美ゼミのメンバー３人と被災地からこれまでこの活動に参加してきた福島のひとり親家庭から母親と子ども２人であった。子どもと学生の報告を見守る教職員や被災地から支援者の方も参加されて、報告に対する質疑や子ども支援に関する熱心な議論が続いた。

学生たちは、先輩たちとつながりながら４回続けてきた福島県のひとり親家庭の子どもたちと毎年夏に実施している２泊３日の放射能から避難しておもいきり海辺で遊ぶ「サマーレスパイトディズ」の取り組みや、2011 年８月末に施設のがれき撤去から始めている震災被災地域の岩手県下閉伊郡山田町での軽食付き自習室ゾンタハウスの取り組みをその経過と実際の支援について報告してくれた。学生たちが報告した先輩から引き継いできた被災地での子ども支援は、良き市民として裏切らないこと、子どもたちの良きモデルとして徹底して「寄り添う」ことを重視し、子どもたちと共に活動を継続しているということであった。

すでに３年以上続けられている被災地支援によって、ゾンタハウスやサマーレスパイトに参加する子どもたちのよき将来モデルとして形成されてきている学生たちの支援活動に対して、「私の家ではサマーレスパイトディズから１年が始まる」というような感想も参加した母子から出され、参加者一同、徹底した寄り添いによる継続した支援活動が必要なことを理解した。一方で、被災地ならずも、過疎の地域には若者の生き方モデルが身近になくなっていることに対して危機感を共有した。

また、震災から多くの支援団体が被災地に入ったが、そうした支援が必要としている子どもや家庭に届いて、子どもの成長発達にしっかりと使えている子どもとそうでない子どもの違いが鮮明になり、支えられの差が顕著になってきているということも共有し、今後の市民活動も重要であることを認識した。

◆第３分科会

「障害者権利条約と子どもの権利」

下坂　千代子（日教組インクルーシブ・障害児教育部長）



「障害者権利条約と子どもの権利」というテーマで話し合った。

講師に、元内閣府障害者制度改革担当室の一員として障害者権利条約の批准に向けた障害者に関する法制度等の改正に携わった南舘こずえさんと、「障害児を普通学校へ　全国連絡会」の運営委員であり、現在も小学校教員の名谷和子さんをお迎えした。お二人から権利条約における子どもの権利と、現在の日本の実態についてお話があり、それを基に意見交換が行われた。

南舘さんから「なぜ子どもの権利条約と障害者権利条約、二つの権利条約があるのか」の説明がなされた。子どもの権利条約は子ども一般の権利が書かれているが、傷つけられやすい障害のある子どもには、障害者権利条約による「支援付き」自己決定や意思表明権が必要である。しかし、日本の法整備は十分になされていない現状にある。

名谷さんからは、障害のある子どもが共に学ぶためにはどうしたらいいのかについて、全国連絡会のとりくみについて話があった。

その後の意見交換では、インクルーシブ教育は地域間の格差が大きいことが話題になった。ある自治体では「籍は障害児学級にあるが、原学級で過ごすことが保障されている。障害児学級に籍があるため、職員が配置される」という話があり、さらに教委から「基本的には地域の小学校から始めるように」という文書が出ているとのことだった。また、就学指導委員会がなくなったという話もあった一方で、通常学級から「疲れ切って」特別支援学校に転入してくる生徒がいる実態も話され、保護者間、生徒間の理解が不可欠であることが話し合われた。

障害のある生徒の就労についても、高校と就労支援センター等のより一層の連携が必要であることや、「小さい頃から明るい子、わがままを言わない子を求められた結果、『嫌だ』が言えなくなっている子どもが多く、自分のことを表明できないでいる場合がある。そういう子どもは離職率も高くなる傾向がある。自分のことを自分で言えるよう、それを周りの大人が保障してあげることが必要だと感じる。」という意見もあった。

分科会の最後には「障害者権利条約を絵にかいた餅にしてはいけない。これから具現化していかなければいけない」ということを共有して会を終えた。

Document

2014.10.1 ～ 2014.12.25

子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2014 /10 /1 【朝日新聞】

多様な考え、学ぶ「道徳」へ　中教審、教科化へ答申案

小中学校の「道徳」が、早ければ 2018 年度にも正式な教科になる。国語や算数のように授業で検定教科書を使い、評価もすることになる。文部科学相の諮問機関・中央教育審議会が答申案をまとめ、９月 30 日の総会に示した。子ども同士で意見を交わすことで、いろんな考え方に触れられるような指導を重視することを盛り込んだ。「多様な価値観の対立がある場合を含めて問題を考え続ける姿勢を養う」とし、話し合いや発表などを通じて子どもに考えさせることを重視する必要があると明記。体験学習や寸劇などを例示した。近く答申を受け、文科省は 15 年度から一部で先行実施し、早ければ 18 年度にも正式に教科化する。文科省によると、現行の道徳は総合学習などと同様の教科外の活動で統一された教材もない。教員によって指導に差があり、副読本を読ませるだけの授業もあるという。こうした状況のまま教科化されると「正義」や「公正」といった道徳的価値を教員が教科書だけに沿って教える可能性が指摘されていた。公明党の山口那津男代表は、１月の参院本会議の代表質問で、道徳が「特別の教科」となることに、「国が特定の価値観を押しつけることにつながる、と懸念する声が根強くある」と慎重な検討を求めた。また、授業で取り扱う題材として、インターネット上の情報モラルや、命の大切さを考える生命倫理など現代社会で新たに出てきた問題について充実させることを提言。現代を生きる上での困難な問題に対し、自分で解決する能力を身につけさせるのが目的だ。

■ 2014/10/2 【朝日新聞】

米国人父に男児返還命令　ハーグ条約で日本へ

夫婦のどちらかが子どもを国外に連れ去った場合の扱いを定める「ハーグ条約」に基づき、日本人の母親が外務省を通じて男児（８）の返還を求めたところ、スイスの裁判所が日本に返還するよう命じたことが同省への取材でわかった。外務省による子の返還支援は、日本が４月に条約に加盟したことで可能になった手続き。外務省の支援で返還命令が出たのは、今回のケースが初めてとなる。同省によると、命令を受けたのはスイスに滞在する米国人の父親。母親が８月、外務省に支援を求めた。同省から依頼を受けたスイス当局が父親と男児の居場所を調べ、裁判手続きに入った。９月下旬に裁判所が返還命令を出し、男児は日本に帰国したという。日本の条約加盟以降、条約に基づく初の返還命令は、すでに英国の裁判所が７月に出している。ただ、このケースでは日本人の父親は外務省を通さず、英国当局に直接返還を求めていた。

■ 2014/10/8 【朝日新聞】

英語力「アジアトップ級」へ改善策　文科省の有識者会議が提言

英語教育のあり方を検討してきた文部科学省の有識者会議が、今後の改善策についてまとめた。グローバル化が進む中、英語力の向上は日本の将来に極めて重要として、「アジアトップクラスの英語力」を目標に掲げ、小学校５年生から英語を教科にするほか、「聞く」「話す」「読む」「書く」の４技能をみる民間外部試験を高校・大学入試で広めることも提言した。提言は、「国が示す教育目標」「学校での指導と評価の改善」など５項目。学校段階別に整理すると、小学校は３年生から外国語活動を始め、コミュニケーションの素地を養うとしている。2019 年度までに全校でＡＬＴ

（Assistant Language Teacher= 外国語指導助手）を確保することを求めた。５年生以降では、学級担任が英語の指導力を高めたり、英語を専門とする教員を活用したりした授業を提言した。教科化に向け、音声や映像を含む「デジタル教科書」の導入も検討課題に挙げている。有識者会議では、小学校で英語を教科の一つにすることに関連し「私立中学入試で受験科目になると小学校教育にひずみが出かねない」などの声が出た。中学校 文法などに偏ることなく互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を重視することを目標に掲げ、中学校でも生徒の理解度に応じて英語で授業を行うことを基本とする、とした。「ＴＯＥＦＬ」や「英検」といった４技能を測定できる外部試験について、各大学が入試に活用するよう「奨励されるべきである」とした。受験料や地域による受けやすさの差といった留意点などを盛り込んだ指針づくりを求めている。報告を受け、文科省は近く、授業内容や時間数などに関わることを中央教育審議会に諮問し、2016 年度の学習指導要領の改訂に反映させる方針。新要領は 20 年度に全面実施の予定だという。

文科省の有識者会議が外部試験の活用を打ち出した背景には、現在の大学入試に４技能を測る試験がほとんどないことがある。2006 年にセンター試験にリスニングが導入されるなどして「聞く力」の把握はある程度進んだが、「話す力」を測定する試験はほとんどない。有識者会議では、「大学受験が４技能を評価するものになれば、高校の授業も変わる」との意見が出た。だが、大勢が受ける大学入試は面接などによるスピーキングテストは難しい。そこで出てきたのが、民間テストを活用するやり方だ。一方、外部試験の活用は、13 年度の大学入試でみると、学力を測る一般入試では国公私立大 740 校中 34 校にとどまり、国立大ではゼロだった。今後、広めるうえで課題となるのは、難易度も満点も異なる各試験をどう評価するかだ　例えば、大学の推薦入試の 20.8% で利用されているＴＯＥＩＣは 990 点満点でビジネス英語が中心。18.2% のＴＯＥＦＬは 120 点満点で英語圏の大学に進学する非英語話者向けの試験。英検は「準１級以上でセンター試験を満点換算」（国際教養大）など、種類も基準も様々だ。これらの試験をどう客観的に比較するか。文科省は、大学や高校の関係団体、テストの専門家らからなる協議会を設置し、センター試験などとの換算表をつくる方針。ただ、技術的に難しいとの指摘もあり、完成は早くても来年度以降になる見込みだ。

■ 2014/10/15 【朝日新聞】

小中一貫、学力アップ 「4・3・2 制」従来型より効果　文科省の実態調査

文部科学省は、全国の自治体が独自に行っている小中一貫校教育の実態を初めて調査し、結果を公表した。校舎を一体にしたり、従来の６・３の区切りを変えたりし、一貫の度合いが高いほど学力が上がるなどの成果が上がっていることがわかった。結果は９月、「小中一貫教育学校」の制度化に向けて議論している文科相の諮問機関・中央教育審議会に示された。９年間で同じカリキュラムを共有する一貫教育をしているのは全国で 1130 校あることがわかった。ただ、取り組みにはばらつきがあり、校舎を小中で一緒に使っているか離れているか、学年区切りを「６・３」から変更しているか否か、校長が１人か複数かなど様々だった。こうした形態別に成果を尋ねた。いじめの減少に成果があった（「大きな成果あり」「成果あり」）と答えた割合が最も高かったのは、小中が一緒に校 舎を使う「一体型」で 78% だった。「隣接型」は 59%、「分離型」54% だった。教職員の仕事に対する満足度が高まったかどうかについても、成果があったと回答したのは、「一体型」（66%）がトップ。「隣接型」（39%）、「分離型」（34%）の順だった。学年を４・３・２制などに設定した学校は、従来の６・３制に比べて子どもの学力が向上したと感じている割合が高い。「全国学力・学習状況調査の結果が向上した」という調査項目に、58% が「大きな成果あり」「成果あり」と回答。６・３制の 36% を大きく上回った。ほかにも、「生活リズムが改善」「暴力行為の減少」など、成果を問う全 41 項目で６・３制以外の学校がより成果が上がったと感じてい

た。また、基本的に学級担任が各教科を教える小学校で、中学のように教科ごとの担任を導入しているか否かでも成果に差が出た。「教員の生徒指導力が向上」との項目で、導入校の 75% が成果が上がったと答えた。導入していない学校は 58% だった。一方、調査で小中一貫教育の 課題についても尋ねたところ、一貫の度合いが高いほど課題を感じている項目もあった。「児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮」に、「大きな課題あ り」「課題あり」と答えたのは、小中の校舎が別々の「分離型」で 33% にとどまったのに対し、「隣接型」は 47%、「一体型」は 53% と順に増えた。調査は 5 月 1 日時点で、都道府県と市町村、全国の国公立小中学約 3 万校を対象に実施した。

■ 2014/10/17 【朝日新聞】

問題児分離は原則４週間
大阪市教委が素案、延長も可能

問題行動を繰り返す市立小・中学校の子どもを対象に、来年度から大阪市教育委員会が始める「個別指導教室」の素案が明らかになった。市教委の事務局が教育委員に示したもので、問題児童・生徒を学校から引き離す期間を「原則４週間」とし延長も可能とするほか、指導教室に入れる前に保護者の同意を求めるなどの内容。教育委員は素案をたたき台に議論を進め最終方針を決める問題児童らの特別教室新設　大阪市教委が正式表明大阪市教委は昨秋、問題行動を 5 段階に分類。子どもの「学ぶ権利」を守るため、ワースト 1、 2 にあたる「レベル 4」（激しい暴力など）と「レベル 5」（極めて激しい暴力など）の問題行動を繰り返す児童・生徒に対し、「個別指導教室」に入れて立ち直らせる方針を決めている。事務局がまとめた素案は、問題児童・生徒に対し、まず出席停止の措置をとる。その後個別指導教室で原則４週間、集中指導する。さらに必要と判断する時などは延長も可能にし、逆に短縮も認める。一方、個別指導教室に入れる際は「家庭内の指導だけでは改善が見込まれない場合」とし、「保護者の同意」を得る。保護者からの事前の聞き取りなどで「家庭での十分な指導が期待できる」と判断すれば、レベル 4 以上でも個別指導教室入りを見送ることもある。市教委は家庭環境や個々の事情に合わせた指導の余地も残す方向だ。個別指導教室は、在籍する学校から離れた別の教育施設を利用。生徒指導経験が豊かな常勤の教員を置き、心理学に詳しい非常勤スタッフらの配置も進める方針で準備にあたる。16 日文部科学省が発表した学校現場での暴力行為のまとめによると、大阪府は 1 千人あたり 10.5 件（2013 年度）で都道府県中最多だった。

■ 2014/10/23 【朝日新聞】

「先生 1.8 万人減らせる」
財務省が「機械的に」試算

財務省は、全国約 3 万の公立小中学校をすべて標準的な規模に統廃合すると、5462 校少ない 2 万 5158 校になるとの試算をまとめた。必要な教員数は小学校だけで今より約 1 万 8 千人少なくなるという。試算をもとに、来年度予算案で教員の定員削減と人件費抑制を文部科学省に求めていく考えだ。27 日の財政制度等審議会（財務相の諮問機関）で示す。財務省は「機械的試算」として、試算通りの統廃合を求めるものではないとの姿勢だが、少子化のペースに比べて学校統廃合や教員数の削減が進んでいない状況を示すことで、文科省に対して教員の人件費に充てる予算をカットするよう求める狙いがある。学校教育法に基づき、小中学校の標準学級数は 1 学校あたり 12 ～ 18 と定めているが、地域の実情により標準を下回る学校も認めている。少子化により、今は全体の約半数の学校が 11 学級以下と標準を下回っている。全国の学校が 12 学級以上になるよう機械的に統廃合する試算では、小学校数は約 16%、中学校数は約 22% 減る。約 41 万人いる小学校教員数は 4 %ほど減らせるという。教員定数は今年度、少子化に合わせて約 3800 人減らした。財務省は来年度も削減を求める方針だ。文部科学省は反発しており、年末の予算編成で焦点になりそうだ。

■ 2014/10/27 【朝日新聞】

待機児童、６年連続２万人超え 共働き世帯増加が背景に

2014 年４月１日時点の待機児童数は、厚生労働省のまとめによると全国で２万 1371 人。４年連続で減っているものの、６年連続で２万人を超えた。自治体は保育所や定員を増やしてはいる。認可保育所の定員は 233 万６千人で、前年より４万７千人分増えた。しかし、保育所を利用したい人も増えている。背景にあるのは、共働き世帯の増加だ。男性の年功序列型の賃金制度が崩れたり、非正規雇用が増えたり、夫婦で働かざるをえない状況がある。いまの子育て世代には、子どもが生まれてからも仕事を続けるライフスタイルが浸透してきていることもある。待機児童の約 85% が０～２歳だ。また、待機児童の大部分は都市部に集中している。2014 年４月１日時点では、東京、埼玉、千葉、神奈川、京都、大阪、兵庫の７都府県と、その他の政令指定都市・中核市で全待機児童の約８割を占めた。そのため、自治体が新たに認可保育所をつくろうとしても、都市部では用地不足に悩まされている。認可保育所は、国の基準にあった施設の広さや、園庭が必要だ。だか基準にみあう用地を確保するのが難しいのだ。ほかにも、財源や保育士不足、「子どもの声がうるさい」といった住民の反対などで、新しい保育園はなかなかつくれない。待機児童とは、認可保育所への入所を申請したにもかかわらず、入所できずに順番待ちをしている子どものことだ。しかし、実際の数え方は自治体の判断にゆだねられている。数え方が統一されていないため、待機児童の「実態」はつかめない。2013 年２月、東京都杉並区で、認可保育所に入れなかった母親たちが区に異議を申し立てた。これについて杉並区議が「（母親たちの）世を恨むかのような態度はどこかおかしい。『お願いです。私たちの子育てをどうか手伝って下さい』、これが親のマナーでは」とブログで発信、炎上した。異議申し立てはほかの自治体にも広がっている。待機児童の解消は、女性の就業機会を増やす切り札の一つとみられている。長時間労働といった働き方の見直しや人口減への対策などにもつながっている。安倍政権は、17 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を増やす考えだ。

■ 2014/10/29 【毎日新聞】

性的マイノリティー：「授業で触れず」教員８割　７割「教える必要ある」

性同一性障害や同性愛といった性的マイノリティー（ＬＧＢＴ）について、学校の授業で扱った経験がある教員は約 14% にとどまることが、宝塚大学看護学部の日高庸晴教授（社会疫学）の調査で分かった。ＬＧＢＴは周囲の無理解や偏見が子供のいじめや不登校、自殺にもつながることが指摘されており、日高教授は「どの教科でもよいから授業で触れたり肯定的な メッセージを伝えたりするだけで、当事者の子供は孤立から救われる」と話している。調査は実態把握が目的。厚生労働省の研究事業の一環として、2011 年 11 月～13 年２月に実施。全国６自治体の保育園、幼稚園、小中高校に所属する教員ら 5979 人から回答を得た。ＬＧＢＴに言及している教科書は少ないが、調査では「性同一性障害について教える必要があると思う」と回答した教員が約 73% に上った。「ＬＧＢＴについて授業に取り入れた経験」を聞くと、「ある」は約 14% で、約 78% は「ない」と回答。「授業に取り入れない理由」（複数回答）で最も多かったのは「教える必要性を感じる機会がなかった」（約 42%）だった。一方で、性同一性障害の子供に関わった経験がある教員は約 12%、同性愛が約８%。ＬＧＢＴは「20 人に１人はいる」とされ、教室に少なくとも１人はいると見られる。だが、ＬＧＢＴの子供に教員が気付けないために、授業にも結びつかない様子がうかがえた。ＬＧＢＴについて教育学部など出身養成機関で学んだ経験は、性同一性障害と同性愛が各約８%といずれも１割に満たなかった。同性愛について「本人 の選択によるものだと思うか」という問いへの回答は「そう思う」が約 39%、「分からない」は約 33%。性的指向は個人の選択ではなく生まれ持つものだ が、７割以上の教員が正しく理解していなかった。一方で「性の多様性に関す

る研修があれば参加したい」とする教員は約６割を占め、積極的な姿勢も見られた。国は人権教育において取り組むべき課題の中に「性的指向」と「性同一性障害者」を掲げている。調査結果について、日高教授は「教員はＬＧＢＴについて知るだけで子供への対応も変わるはず。不登校やいじめの原因のひとつとして捉えることがで きるように、まずは状況を知ってほしい」と話している。

■ 2014/10/30 【朝日新聞】

「公設民営校」誕生のきざし　大阪市、第一号目指す　経済力問わず、才能伸ばす狙い

公立校の運営を民間に委ねる「公設民営学校」が、特例として認められることになりそうだ。政府が近く提出する国家戦略特区制度の改正法案が今国会で成立すれば、来年度にも施行される見通し。構想を国に提案した大阪市は「第１号」に向けて動き出す。「民間運営は時代の流れ。公立の中に民間運営が出て互いに切磋琢磨すればいい」。大阪市の橋下徹市長は 2011 年 12 月の就任以来、公立学校の運営を民間委託する「公設民営学校」の設置を主張し、国に法の制定を求めてきた。大阪市が目指すのは、民間の発想や人材活用による学校運営の活性化だ。具体的には、子どもの才能を見極め、得意分野を徹底的に伸ばす「オーダーメード型」の教育だ。海外の大学入学資格が得られる「国際バカロレア」認定を受けるコースや、理数系や人文科学系に特化した学科がある学校づくりの検討などを視野に置く。授業の一部を英語で行うことも想定し、科学者や発明家、作家など、「日本ブランド」を英語で発信できる人材を育てたいという。公立学校は原則として「平等で均質な教育」が求められるが、大阪市は民間に運営を委ねることで柔軟な対応が可能とみる。外国人を教師に招いたり、優秀な教師に高額給与を払ったりする仕組みも将来的には検討したいという。大阪市が運営費を負担するため、市教委の担当者は「家庭の経済力に左右されずに子どもの才能を伸ばせる」と強調する。早ければ 17 年度の開校を目指しており、大森不二雄大阪市教育委員長は「法律ができれば大きな節目となる。公設民営学校の第１号を早期に開校できるように準備を進めたい。子どもたちが世界に羽ばたけるよう、国際的で先端的な教育を行う学校をつくりたい」と意気込む。だが、市議会には「得られる効果を具体的に示してほしい」「問題が生じた時の責任体制を明確にすべきだ」といった意見も一部にあり、市側は国の動向を見ながら検討を重ねる方針だ。大阪の提案を受けた政府は昨年 12 月、公設民営学校について「１年以内をめどに具体策を検討」とする国家戦略特区法を成立させた。文部科学省は新制度を検討してきたが、その過程では与党から民間委託の必要性が厳しく問われた。「教育課程特例など現行制度で対応できないか」「民間でないとできない理由は」。法改正に向けて何度も開かれてきた自民党の部会では、そんな質問が相次いだ。文科省の担当者は「同質の給与体系、人事が適用される公立校では、高度な能力を持つ人材登用が困難」「国際経験豊富な外国人が管理運営に関わる必要があるが、現行制度では管理職に採用できない」などといった説明に追われた。最後は、昨年から容認の方針を示していた下村博文文科相が出席。今月 20 日に了承を得た。近く提出される予定の法案では基本的に施設費が必要なく、比較的経営を気にせずに自由な教育に取り組めるのが特徴だ。すでに、自治体が校舎を民間に貸す「公私協力方式」の学校が岡山県や群馬県、福岡県などにあるが、一定のコストが必要になるなど参入に壁があった。対象は「産業の国際競争力の強化に寄与する人材を育成」することを目的に、入試を行う中高一貫校や高校。委託先は、学校法人やＮＰＯ法人などが想定され、都道府県または政令指定都市が指定する。最終的な責任が果たせるよう、教育委員会が法人に報告を求めたり、指示したりできる。一方、特区に指定されている自治体のうち大阪市の他に設置を目指す表立った動きは無い。それ以外の自治体には今後特区認定が必要になり、公設民営学校が広がるのには、時間がかかりそうだ。

■ 2014/10/31 【朝日新聞】

国家戦略特区、地域限定保育士を創設 法案を閣議決定

政府は 31 日、保育士不足解消に向けて保育士資格の拡充などを掲げた「国家戦略特区改正法案」を閣議決定した。安倍政権の成長戦略の一環で地域を絞って規制を緩める「国家戦略特区」の第２弾となる。規制を緩和する対象は、ビジネス環境改善や社会保障制度など５分野。保育士確保のために、都道府県の認定で約３年勤務できる「地域限定保育士」の資格を創設することや、家事支援の会社に雇われた外国人の在留許可を認める制度などを盛り込んだ。

■ 2014/11/1 【朝日新聞】

小中一貫校、国が制度化へ 2016 年度にも開校

文部科学相の諮問機関「中央教育審議会」は 31 日、小中一貫教育についての議論をとりまとめた。学年の区切りを自由に設定できる「小中一貫教育学校（仮称）」と、別々の小学校と中学校が統一したカリキュラムで学ぶ「小中一貫型小・中学校（仮称）」を制度化する。いずれも市区町村教育委員会の判断で設置できるようにする。文科省はこれを受け、学校教育法などの改正案を来年の通常国会に提出する。最速で 2016 年度の開校をめざす。単線型の「６・３」制だった戦後の義務教育が大きく転換する。小中一貫校はこれまで、東京都品川区など各地の市区町村などが独自に 1130 校を設置してきた。いじめや不登校といった問題行動が中１で激増する「中１ギャップ」の解消に成果があったと評価する声がある一方、制度上、別々の学校のため、教員がバラバラに配置されたり、特例を受けないと学習内容が前倒しできなかったりといった課題が指摘されていた。中教審のまとめ案では、子どもの成長が早期化している現状や、学習内容が小学校高学年から難しくなることを指摘。新しい一貫校では９年間を「４・３・２」（前期・中期・後期）などと学校が子どもの特徴に応じて学年の区切りを設定できるようにした。子どもが継続的に学べるカリキュラムを設定し、英語など独自の小中共通教科の導入が可能。現行の小中学校と同様、入試はしない。教員組織は、一体化の度合いが高い「小中一貫教育学校」で校長を１人として組織を一本化。教員は小中両方の免許を持つことを基本とする。「小中一貫型小・中学校」は小学校と中学校それぞれに校長を置く。国は新一貫校移行のための校舎整備費の一部負担や、教員の追加配置などによって普及を後押しする。免許制度も変え、現職教員が小中両方の免許を取りやすくしたり、中学教員が小学校で学級担任をしたりできるようにする。中教審は今後、まとめ案をもとにパブリックコメントを行い、年内にも答申する見通しだ。

■ 2014/11/6 【朝日新聞】

大阪市立中の部活、民間委託へ １千人の指導者が必要

大阪市は来年度から、市立中学の運動部の指導を民間委託する取り組みをスタートさせる。対象種目や実施規模、委託先の選定に近く入る。教員の負担軽減などが狙いだが、現場では歓迎と不安の両面がのぞく。課題を探った。「スポーツ能力を高めるためには、幼少時から専門家に教わるべきだ」（橋下徹・大阪市長）「教員の負担を軽減し、閉鎖空間での体罰をなくすためにも民間委託が必要だ」（大森不二雄・市教育委員長）２人は中学校の運動部改革を連携して進めようとしている。直視すべき課題として、①部活の顧問は職務の一環なのに「ボランティア」と思われがち②練習時間や活動日数が度を超している③教員の負担が重く専門性も不足④少子化で休部や廃部が相次ぐ⑤暴力的指導など不祥事が起きているを挙げる。大森氏は「部員不足に指導者不足。部活は待ったなしの危機だ」と強調する。現在、大阪市では市立中学校（約 130 校）で生徒の６割弱が運動部に所属する。約３万人に及び、改革の影響は大きい。

■ 2014/11/20 【朝日新聞】

新学習指導要領を諮問
英語教育充実・日本史必修化が柱

2020 年度にも本格実施する学習指導要領の全面改訂について、下村博文・文部科学相は 20 日、中央教育審議会に諮問した。小学校から高校まで英語教育を充実させることや、討論や体験学習を通じて子どもが主体的に学ぶ方法を導入することが柱。審議には 2 年ほどかかる見通しだ。諮問は、主体的に取り組む意欲やチームワークなどの「必要な資質」を育む学習方法として「アクティブ・ラーニング」を例示した。その成果をどう評価するかも含め、学習指導要領の基本的な考え方を検討するよう求めた。教科・科目については、①「日本史」の必修化を含めた地理・歴史の見直し②国民投票の投票権が 18 歳以上に引き下げられることを踏まえ、社会参画に必要な力を身につける新科目の導入③高度な思考力・判断力・表現力を育成する新たな教科・科目など、高校教育についての審議事項が多い。高校での職業教育の充実も盛り込まれた。英語については、小 3 から外国語活動を始め、小 5 から英語を教科にすることを審議するよう求めた。このほか、幼児教育と小学校の接続▽教科横断型の教育の充実▽東京五輪を契機にしたスポーツへの意欲向上▽発達障害を含めた障害のある子に対する教育、など多岐にわたる項目も議論される予定だ。文科省は 16 年末までに中教審から答申を受けたい考えで、その後に改訂作業や教科書の見直しに着手する計画だという。

■ 2014/11/29 【朝日新聞】

学童保育 8.3 万人分不足　17 年度、
厚労省など推計

待機児童解消のための施設整備はきちんと進むのか、懸念が強まる調査結果が 28 日の政府の子ども・子育て会議で示された。2017 年度に 0 ～ 2 歳児向けの保育施設が約 4 万 6 千人分不足し、小学生向けの学童保育（放課後児童クラブ）も約 8 万 3 千人分足りないとの内容だ。調査は来年 4 月から始まる予定の「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、自治体の整備計画や住民アンケートなどから、厚生労働省などが推計した。0 ～ 2 歳児向けの保育施設は、17 年度で約 116 万人分の需要が見込まれたが、確保できるのは約 111 万 4 千人分にとどまった。19 年度も約 1 万 1 千人分の不足となった。確保予定数には認可保育所に加え、東京都の認証保育所など自治体が独自に補助を出す「認可外」も含まれる。安倍政権は 17 年度までの 5 年間で 40 万人分の受け入れ先確保を目指す「待機児童解消加速化プラン」を進めている。ただ厚労省の担当者は「実際の保育所整備は、市町村の事業計画の想定よりも早く進んでいる」とし、待機児童解消は可能だと説明している。

■ 2014/12/8 【朝日新聞】

子どもの事故、進まぬ把握
消費者庁 4 年間で 5 件のみ

保育所や幼稚園などで起きた子どもの重大事故の情報が集約されず、再発防止にいかされていないとして、内閣府の第三者機関である消費者委員会が先月、改善を求める建議書を消費者庁に出した。昨年度までの 4 年間で同庁に報告された事故はわずか 5 件だったという。2009 年に施行された消費者安全法では、企業や団体などが提供する製品やサービスで、消費者が死亡や大けがをした場合、事故情報を把握した官公庁が消費者庁に報告するよう定めている。保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどでの事故も対象だ。ところが、この決まりは教育・保育施設ではほとんど守られていなかった。消費者委員会の調査では、10 ～ 13 年度に同庁に報告された教育・保育施設での子どもの重大事故は 5 件だった。これに対し、厚生労働省はほぼ同時期に保育施設で 447 件、放課後児童クラブで 708 件の重大事故が起きたことを把握していた。死亡事故も計 66 件含まれていた。また、幼稚園での死亡・障害事故は独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校事故データベースに 24 件登録されていた。小学校での事故も報告対象だが、今回の調査報告や建議は触れていない。消費者委員の一人は「厚労省所管の保育所で

起きた事故は、文部科学省所管の幼稚園や、家庭でも起こる可能性がある」と指摘。事故情報を発生した所だけにとどめず、幅広く共有して再発防止にいかすことの大切さを説く。消費者庁の板東久美子長官は「教育・保育サービスも消費者安全法の対象となっているという認識が弱かったと思う」と話す。消費者庁が発足したのは同法施行と同じ５年前。ルールがまだ浸透していないのが実態だ。建議書は、消費者庁や内閣府、厚労省、文科省に対し、改善に向けた取り組み状況を来年５月までに報告するよう求めている。また、新しい「子ども・子育て支援新制度」が来年４月に始まる。政府は別の枠組みでも子どもの安全向上を図る方針で、有識者による検討会を設けて議論を進めている。子どもが集まる施設で同じような事故が繰り返される例は、実際に起きている。

■ 2014/12/9 【毎日新聞】

全国学力テスト：学校別公表６％ 104 教委　序列化防止は配慮

今年度の全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）について、全市区町村（政令市含む）1756 教委のうち約６％の 104 教委が、管内の全学校の結果を何らか の形で公表したことが文部科学省の調査で分かった。ただ、実施教科の「平均正答率だけ」を公表したケースはなく、個別の問題ごとだったり観点別の正答率に したりするなどして「配慮」。学校の序列化につながる恐れがある公表には慎重な姿勢が浮かんだ。学テの実施要領が改定され、今年度の結果から市区町村教委による学校別結果の公表が解禁されたほか、都道府県教委も市区町村教委の同意があれば市区町村別や学校別の結果を公表できるようになった。公表する場合は、改善策などを併せ、一覧表や順位付けは禁止されている。同省が 11 月１日時点の状況を調べた。全国の 1756 の市区町村教委（政令市含む）のうち、市区町村立学校の結果（全学校または一部の学校）を何 らかの形で公表したのは 114 自治体（6.5%）で、このうち全学校別の公表は 104（5.9%）だった。公表内容（複数回答）は、生徒らへのアンケート 結果 70 自治体▽教科の平均正答率 32 自治体▽「読むこと」「書くこと」など学ぶ領域や設問の正答率 15 自治体ーーなど。大阪府泉佐野市のように全学校の 教科別平均正答率を示した自治体もあるが、領域ごとの正答率など分析結果も併せて公表する「配慮」もみられた。47 都道府県教委のうち市区町村の結果（全ての市区町村または一部の市区町村）を公表したのは 14。非公表は 31 で、検討中２。公表した 14 自治体のうち全市区町村別の公表は５。教科の平均正答率を公表したのは７自治体あったが、分析結果も併せて示した。学校別結果については、新潟、滋賀、大分など５県が、成果のあった学校など一部の学校の結果を公表した。市区町村教委のうち市区町村全体の結果を公表したのは 1025 自治体（58%）。2007 ～ 10 年度に全体の結果を一度でも公表したことがある市区町村は 41% だったので、17 ポイント増えた。

■ 2014/12/11 【朝日新聞】

子どもの連れ去り・誘拐、増加傾向 ９年ぶりに 100 件

13 歳未満の子どもの連れ去り（略取・誘拐）が１～ 11 月に 100 件あったことが 11 日、警察庁のまとめでわかった。63 件だった 2008 年を境に増加傾向で、年間で３桁の大台に乗るのは９年ぶり。半数が小学生の下校時間に起きていた。まとめによると、発生時間がわかったのは 75 件で、39 件が午後２～６時だった。午前８時～正午、午後６～ 10 時も８件ずつあった。発生場所別で は「道路」の 38 件が最多で、「マンションやアパートなどの共同住宅」が 20 件、「一戸建て住宅」が９件、「公園」が７件と続いた。デパートやゲームセンターなど「その他」も 18 件あった。わいせつ目的とみられるのは 100 件中 30 件。誘いの手口は、親が病気になったとうそをつく▽モデルになれると誘う▽道をたずねる――といったものが多く、警察官を名乗ったケースもあった。一方、この間に警察が容疑者を摘発したのは 84 件。被害者との関係は「面識なし」が 53 件で６割を超えた。「親族」は 21 件、「知人・友人」が５件だった。単独犯が 79 件と全体の９割以上だったという。被害を防ぐにはどう

したらいいのか。犯罪から身を守る方法を研究し、小中高校などで体験型の授業を開くＮＰＯ法人「体験型安全教育支援機構」（東京都文京区）の清永奈穂代表理事（43）は「子どもたちに警戒すべき相手の特徴を教えて、声をかけられたことを想定した訓練を家庭や学校で繰り返す必要がある」と話す。

■ 2014/12/22 【朝日新聞】

子どもの声を「騒音」規制対象外に 東京都が条例改正へ

東京都は 22 日、子どもの声を「騒音」として規制する根拠となっている都環境確保条例を改正し、子どもの声を規制対象から除外する方針を発表した。一方で、生活環境に支障を及ぼす場合は一定の歯止めをかけるため、都が改善を勧告できるようにする。都環境確保条例は「何人も規制基準を超える騒音を発生してはならない」と規定し、住宅地や工業地など区域別に数値を定めて騒音を規制。「何人も」には子どもも含まれるため、その声なども数値規制の対象になり、トラブルや訴訟の根拠とされていた。都の条例見直し案は、適用を除外する対象を小学校就学前の乳幼児とし、遊びで出る声や拍手、楽器の音、ボールなど遊具の音などを想定。子どもと一 緒にいる保護者らが出す音も除外の対象に含めている。一方、保育所の空調の室外機の音や送迎時の保護者同士の会話の声などは、現行通り規制対象にするとい う。見直し案では、都が周囲の生活環境に受忍限度を超える支障があると判断した場合、施設の管理者らに勧告し、従わない場合は命令する権限も与える内容になっている。都は来年 1 月 13 日まで見直し案への意見を募集し、 2 月の都議会に改正案を提案する方針。

■ 2014/12/25 【朝日新聞】

妊娠から子育てまで一括サポート　政府、拠点整備前倒し

政府は、妊娠中から子育て期まで親子を一括してサポートする拠点について、前倒しで整備を進める方針を決めた。2015 年度に設置を予定していた 150 市町村のうち 50 カ所を 14 年度中に立ち上げる考えだ。27 日に閣議決定する経済対策に盛り込む。この拠点は「子育て世代包括支援センター」。市町村や保健所の相談窓口に、保健師や助産師、ソーシャルワーカーなどをコーディネーターとして配置。産科医や保健所、児童相談所などと連携し、一つの窓口で様々な相談を受けられるようにする。コーディネーターは地域の妊産婦の状況を把握。支援が必要な家庭に妊娠・出産期、産後、子育て期に合わせて支援プランをつくり、産後ケア事業といった公的支援の紹介やアドバイスをする。背景には、核家族化が進み、孤立しやすい子育て世代の家庭をどう支援するかが課題となっていることがある。少子化対策やネグレクトなどの虐待予防、女性の社会進出のためにも、妊娠期からの切れ目ない支援が重要とされている。厚生労働省は今年度からモデル事業として、29 市町村にコーディネーターを配置している。さらに来年度予算で、整備費として 33 億円を要求していた。





子どもの権利条約を日本が批准して
今年度で 20 年を迎えました。

活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふぉめーしょん／子どもの人権連／ NO.144
Federation for the Protection of Children' s Human Rights JAPAN

◆発行日　2015 年 1 月 31 日
◆発行 & 編集人　子どもの人権連事務局
◆事務所　〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋 2-6-2　日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL http://jinken-kodomo.net/

郵便振替／ 0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費　個人（1 口）5,000 円、団体（1 口）10,000 円